

文教・科学技術

財務省

2022年4月8日

1. 公財政教育支出

2. 義務教育

3. 高等教育

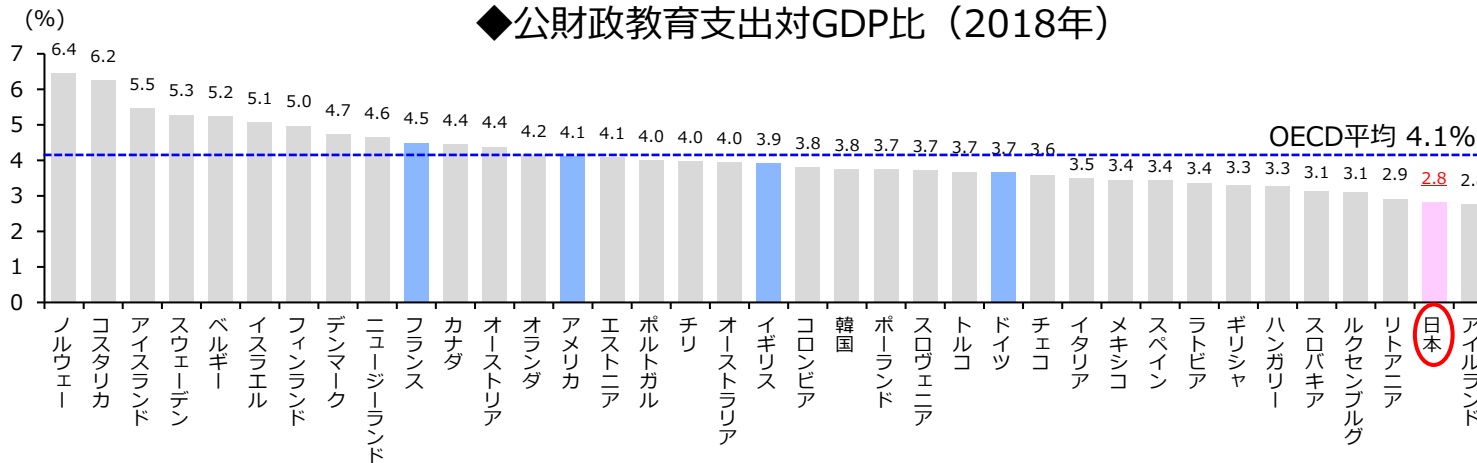
4. 科学技術

5. 文化

公財政教育支出の規模

- 日本の公財政教育支出の対GDP比は、OECD諸国の中で低いとの指摘がある。
- しかしながら、日本は、人口全体に占める在学者数の割合もOECD諸国の中で低い。
- 教育は子供一人ひとりに対するものであるという観点から、**対国民1人当たりGDP比の在学者1人当たり公財政教育支出で見ると、日本はOECD諸国平均と遜色ない水準。**

◆公財政教育支出対GDP比（2018年）



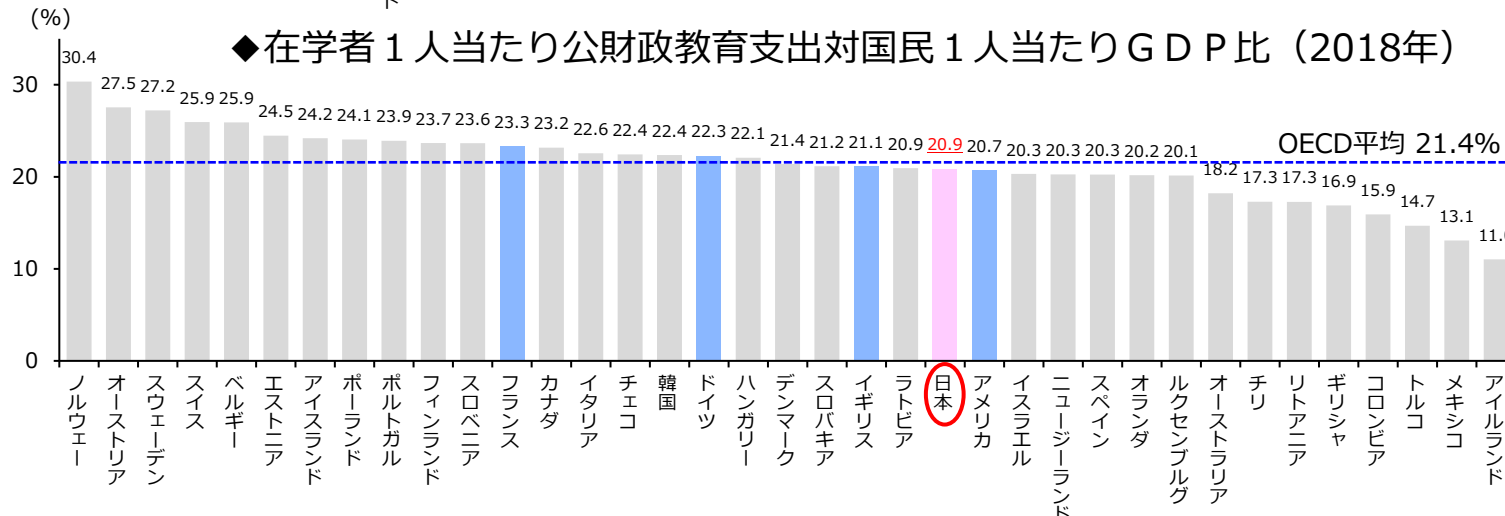
公財政教育支出対GDP比

日本 2.8%
OECD平均 4.1%
7割

(注)
OECD加盟38か国のうち、スイス除く。
奨学金等の個人補助は含まない。
初等教育段階～高等教育段階。
参照年度は2018年度。

(出所)
・OECD「Education at a Glance 2021」
Table C2.4 (Web Table)

◆在学者1人当たり公財政教育支出対国民1人当たりGDP比（2018年）



在学者/総人口

日本 13.5%
OECD平均 19.5%
7割

(注)
・左記グラフは、
OECD加盟38か国のうち、コスタリカ除く。
奨学金等の個人補助は含まない。
初等教育段階～高等教育段階。
・左記グラフと在学者/総人口の参照年度は2018年度。

(出所)
・左記グラフは、
OECD「Education at a Glance 2021」
Table C1.5 (Web Table) ,X2.1,X2.2より算出
・在学者/総人口は、
OECD「Education at a Glance 2021」 Table X2.2,
OECD.Statより算出

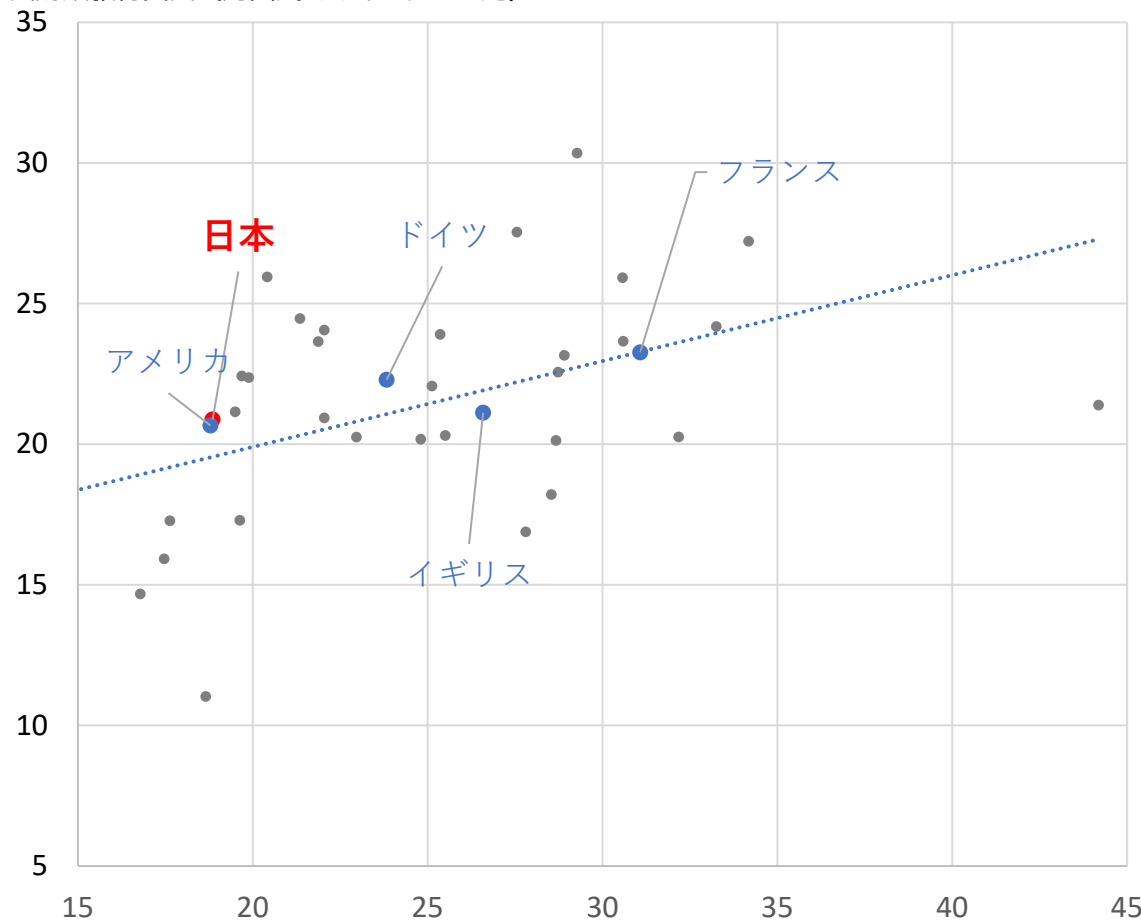
公財政教育支出の規模と租税負担率との関係

- 日本では私費負担が高く、公財政教育支出が小さいとの指摘もある。
- OECD諸国を見ると、**公財政教育支出が大きい国は、租税負担も大きい傾向。**

◆OECD加盟国の租税負担率と公財政教育支出（2018年）

在学者1人当たり公財政教育支出（対国民1人当たりGDP比）

(%)



(出所) 数値のとれるOECD加盟国37カ国について、以下の2018年の数値による。
・OECD「Education at a Glance 2021」の在学者1人当たりの教育機関に対するfinal funds(public)の数値を一人当たりの教育機関に対するfinal funds(public)の数値を一人当たりGDPで除した数値
・OECD「Revenue Statistics」の租税・社会保障料負担対GDP比の数値から社会保障料負担対GDP比を控除した数値

(%)
国民1人当たり租税負担
(対国民1人当たりGDP比)

1. 公財政教育支出

2. 義務教育

3. 高等教育

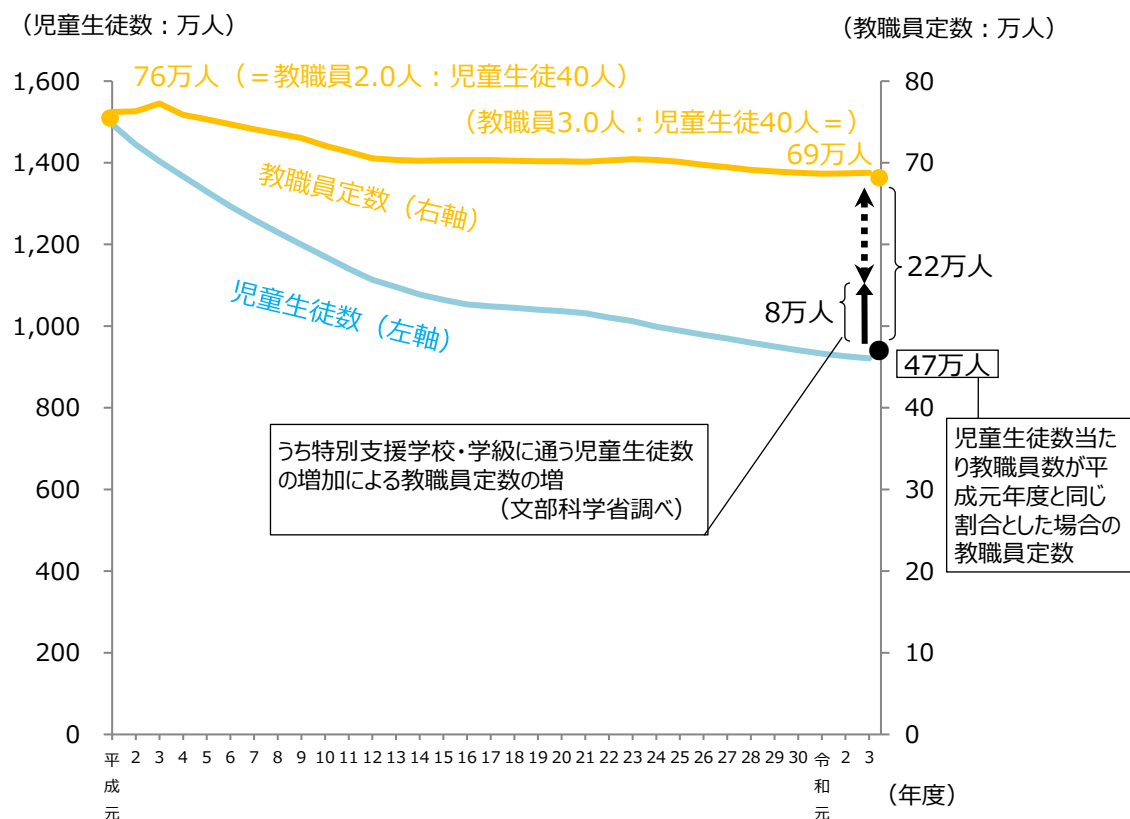
4. 科学技術

5. 文化

教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数

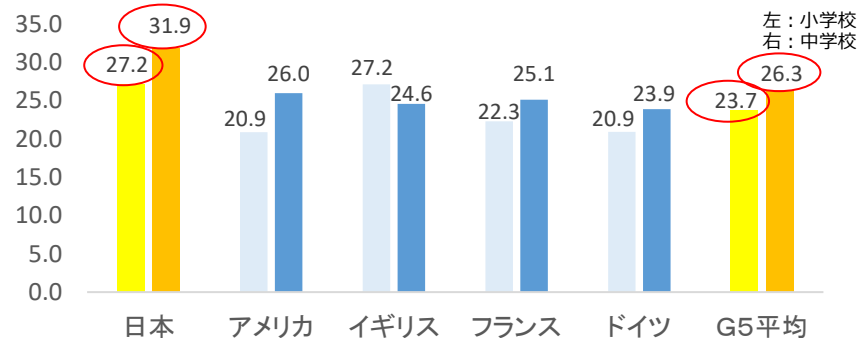
- 平成以降、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少していない。したがって、児童生徒数当たりの教職員数を平成元年度と同じ割合とした場合の教職員数（約47万人）と比べれば、約20万人の増。
- 日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、教員 1 人当たりの児童生徒数は主要先進国並み（日本は 1 クラス当たりの担任外教員数が多い）。経年で比較しても、大きく改善。

◆教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数の推移

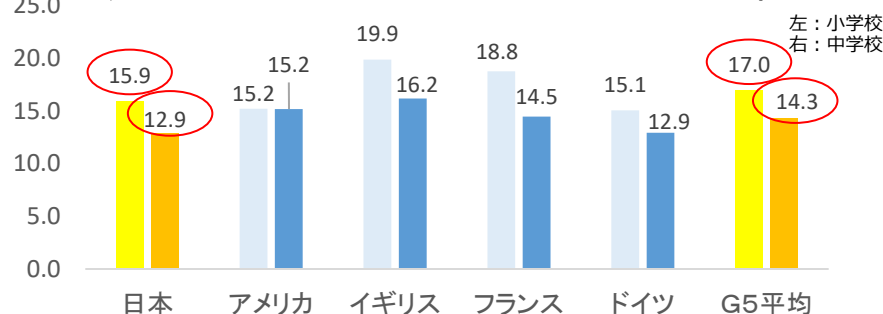


(出所) 令和3年度学校基本統計等

◆学級規模（国公立小中学校）の国際比較（2019年）



◆教員 1 人当たり児童生徒数の国際比較（2019年）



◆日本における教員 1 人当たり児童生徒数の経年比較

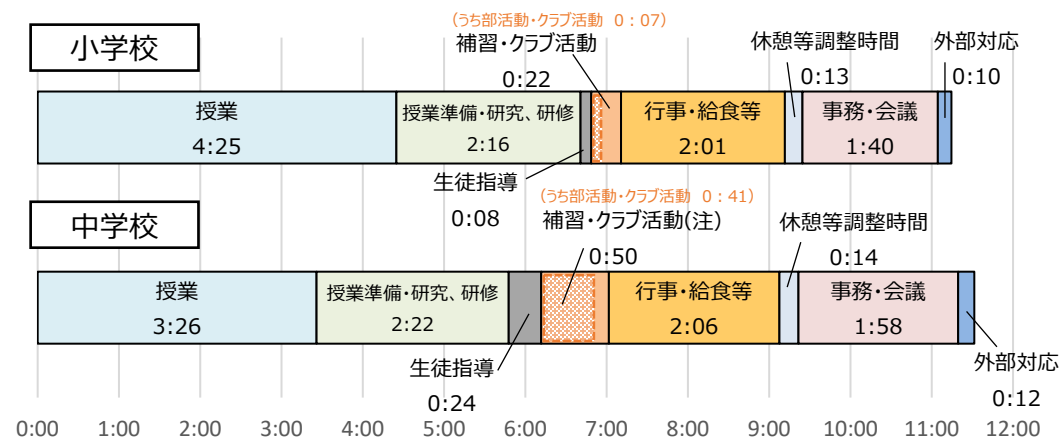
	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2013年 (平成25年)	2019年 (令和元年)	2001年 ⇒2019年
小学校	20.6人	19.4人	17.4人	15.9人	▲22.8%
中学校	16.6人	15.1人	13.9人	12.9人	▲22.3%

(出所) 各年度Education at a Glance(OECD)

学校における働き方改革について①

- 平成28年度教員勤務実態調査によれば、日本の小中学校教員の勤務時間は授業以外の時間が多くを占めており、2018年の国際比較調査においても同様の傾向。
- 令和元年給特法改正を受け、文部科学省は、働き方改革の徹底に向けた取組を各教育委員会に求めるとともに、学校行事の精選、学校閉庁日の設定等といった働き方改革の好事例と削減時間等の効果を周知。さらに、直近の取組状況調査結果等を踏まえ、文部科学省は、各教育委員会に対し、特に取り組むべき事項等を通知した。
- 教育の質を向上させるためには、教員が授業等に注力できるよう、更に働き方改革の取組を進めるべき。

◆小中学校教員の学内勤務時間（平日）の内訳 (平成28年度教員勤務実態調査より作成)



(注) 中学校における部活動・クラブ活動については、上記のほか土日に2:09の学内勤務時間がある。

◆教員環境の国際比較

(OECD国際教員指導環境調査 (TALIS) 2018 報告書) (国立教育政策研究所) (p.70抜粋)

2.3 教員の仕事時間

(略) TALIS2018年調査では「仕事時間の合計」として、直近の「通常の一週間」において、指導(授業)、授業準備、採点、他の教員との共同作業、職員会議や職能開発への参加、その他の仕事に費やした時間を含む時間数(1時間=60分換算)の合計を教員に質問した。この「仕事時間の合計」には、週末や夜間など就業時間外に行った仕事の時間数も含む。

教員の回答による「仕事時間の合計」は、中学校教員の場合、(略)日本では56.0時間(平均)であり、(略)参加国の中で最も長い。小学校教員については、(略)「仕事時間の合計」は日本では54.4時間(平均)であり、参加国の中で最も長い。(略)

(右上へ続く)

教員の回答による「指導(授業)時間」は、中学校教員の場合、(略)日本では18.0時間(平均)であり、(略)授業以外の業務に多くの時間を費やしていることが分かる。小学校教員については、(略)日本では23.0時間(平均)であり、授業以外の業務に多くの時間を費やしていることが分かる。

◆令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について(通知の一部抜粋)

学校における働き方改革が引き続き急務であることから、令和3年12月24日に公表した「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果等を踏まえ、学校の働き方改革に関して都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会として特に取り組むべき事項等について通知。

【通知における特に取り組むべき事項等】

- ①勤務時間管理の徹底等について
- ②働き方改革に係る取組状況の公表等について
 - ・働き方改革に係る取組や在校等時間の状況の公表の促進
- ③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について
 - ・学校・教師が担うべき業務に係る「3分類」における取組の積極的な実施の促進
- ④学校行事の精選や見直し等について
 - ・新型コロナウイルス感染症対策下における行事の実施方法の適切な変更・工夫等の取組も一つの契機として、教育的な観点も十分に踏まえつつ、学校行事の精選や内容・準備の見直し・簡素化を促進
- ⑤ICTを活用した校務効率化について
 - ・教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整手段のデジタル化
- ⑥教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)について
- ⑦部活動について

学校における働き方改革について②（時間外勤務）

- 文部科学省の学校の働き方改革取組状況調査によれば、令和３年度の時間外勤務の状況（月45時間以下の教職員の割合）は、令和元年度に比較して改善している。

（注）令和２年４～５月は、新型コロナウイルス感染症により、全国的に多くの学校が臨時休校を実施した影響がある。

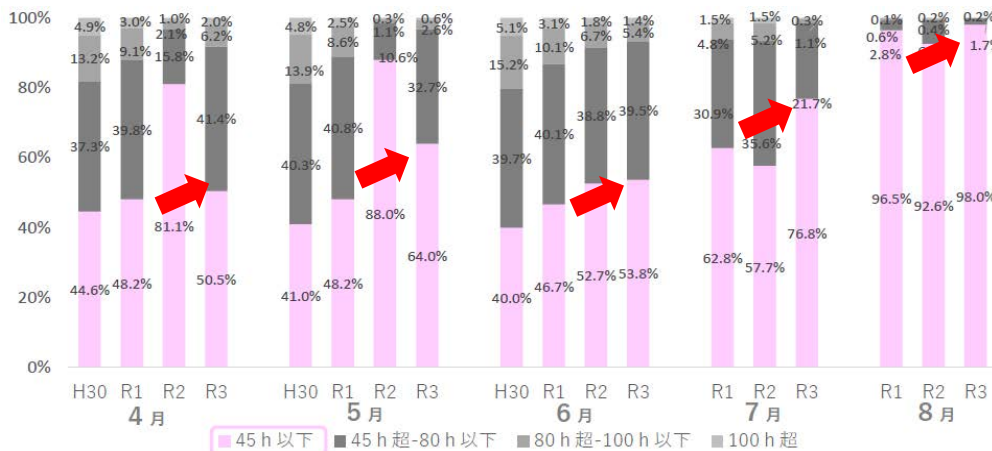
- 今後とも改善努力を続けることが重要。

◆教職員の時間外勤務の経年比較

小学校

小学校における「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、増加

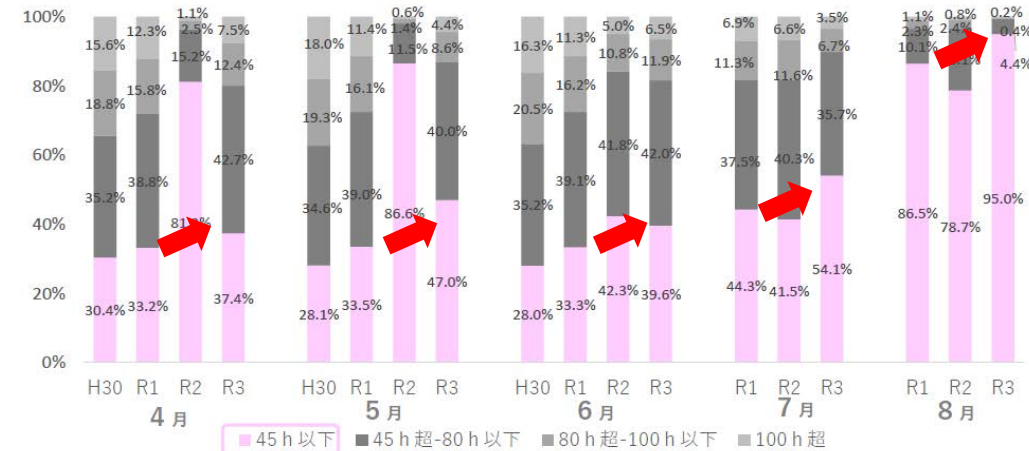
４月： 2.3%増、５月： 15.8%増、６月： 7.1%増、
 ７月： 14.0%増、８月： 1.5%増



中学校

中学校における「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、増加

４月： 4.2%増、５月： 13.5%増、６月： 6.3%増、
 ７月： 9.8%増、８月： 8.5%増



（注１）時間外勤務とは、域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間

（注２）集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会が一部であるため、あくまで参考値として整理。

（注３）回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

（注４）平成30年については、４月～６月の数値のみ調査を実施。

学校における働き方改革について③（部活動）

- 中学校の運動部活動における1週間における休養日の設定について、1日以下が約2割にのぼる。また、1週間における活動時間についても、11時間以上が約4割にのぼり、文部科学省策定のガイドラインを順守できていない状況。都道府県、学校の設置者及び校長は、医・科学的観点からも、ガイドラインを徹底すべき。
- その上で、学校運動部活動指導者（中学校）について、体育教員以外で担当している競技に過去経験がない教員が約3割存在するなど、部活動の指導に負担を感じている状況。働き方改革の観点から、外部指導者等の活用を進めるべき。やむを得ず休日に部活動を行う場合においても、地域と連携し、地域移行を図るべき。

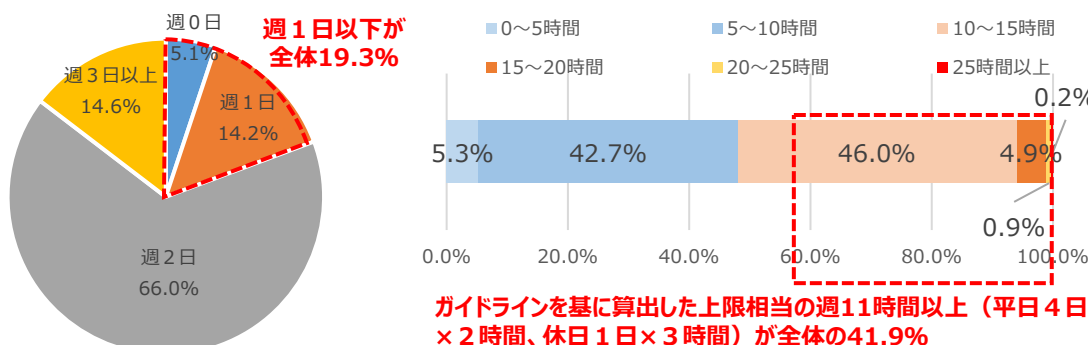
◆運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3スポーツ庁策定）（抜粋）

<適切な休養日等の設定>

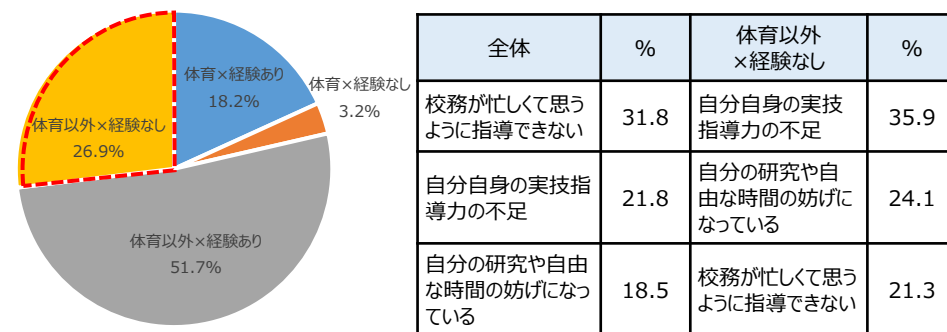
- ジュニア期のスポーツ活動時間に関する医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。
 - ・学期中は週当たり2日以上の休養日（平日1日、土日1日以上）
 - ・長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養（オフシーズン）を設ける。
 - ・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。

- 都道府県、学校の設置者及び校長は、基準を踏まえた休養日・活動時間等を設定し、運用を徹底。

◆<中学校> 1週間における休養日の日数（左図）・活動時間（右図）

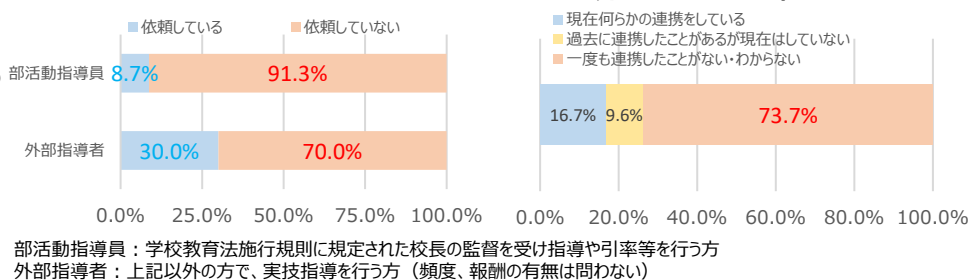


◆<中学校> 担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無（左図）指導において最も問題・課題であると感じている上位3項目（右図）



（出所）学校運動部活動指導者の実態に関する調査（令和3年7月公益財団法人日本スポーツ協会）を基に作成

◆現在担当している運動部活動での外部指導者等の有無（左図）運動部活動における地域との連携状況（右図）

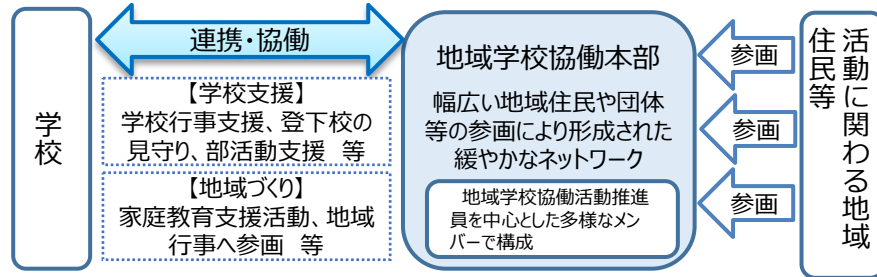


（出所）学校運動部活動指導者の実態に関する調査（令和3年7月公益財団法人日本スポーツ協会）を基に作成

学校における働き方改革について④（地域連携）

- 地域学校協働本部の整備状況は、全国の公立小中学校等の65%にとどまる。
- 「基本的には学校以外が担うべき業務」等の地域移行を進めるためにも、地域と学校が連携・協働し、地域学校協働活動を組織的に継続できる体制の構築を教育委員会は後押しすべきではないか。
- また、学校における働き方改革については、地域・保護者の理解と協力が必須であり、県教育委員会が主導して、新型コロナウイルス感染症対策下における行事の簡略化を契機とした学校行事の精選や教職員の勤務時間外における対応等の周知・協力依頼を発出するなど、地域一体となって進めていく必要があるのではないか。

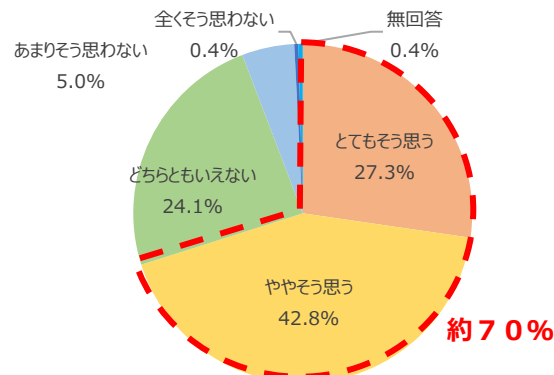
◆地域学校協働活動の推進（地域学校協働本部の整備）



（出所）地域学校協働活動パンフレット（令和元年7月）を基に作成

◆地域学校協働活動による効果

Q. 地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた



〈自由記述より抜粋〉

- ・支援本部があることで、学校と地域との連絡・調整が一層スムーズになり、地域担当教員の負担が減った。
- ・学校に対する苦情が減ったように感じられる。

（出所）平成27年度地域学校活動の実施状況アンケート調査（文部科学省・国立教育政策研究所）を基に作成

◆地域学校協働本部の整備状況（公立小中学校等）

全国の公立小学校、中学校、義務教育諸学校において地域学校協働本部がカバーしている学校数 **18,296校 (65.1%)**

（注）国庫補助事業で補助しているものに限定されず、教育委員会から回答のあった数

（出所）令和3年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査について

◆県教育委員会から地域・保護者に対する協力依頼

【奈良県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

- ・学校は、留守番電話を設定するなど、時間外対応が原則できなくなります。
- ・学校行事などの業務を見直します（「常識」や「伝統」にとらわれず真に必要な活動に集中します）
- ・休日の地域行事等について、教員への参加要請等は可能な限り避けて下さい。
- ・給食や掃除、登下校の見回り等学校ボランティアへのお願い。

【沖縄県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

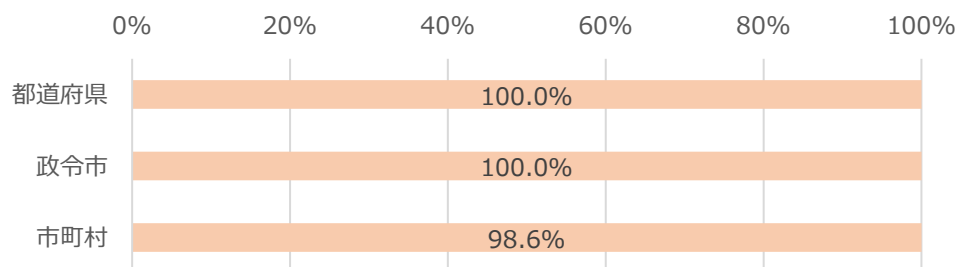
- ・教職員の勤務時間は原則、8：15～16：45（小中学校）
- ・勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時は、警察・救急・消防等の関係機関までご連絡下さい。
- ・部活動の休養日（週2日以上）と適切な活動時間（平日2時間等）を県教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り各学校で定めています。
- ・県立学校は夏季休業中の8月第2週の水・木・金曜日を学校閉庁日とし、原則として教育活動を行いません。緊急な連絡が必要な場合は県教育委員会までお願いします（市町村立学校は、市町村教育委員会が県立学校に準じて設定）。

（出所）奈良県、沖縄県HPIに掲載されている地域・保護者向けリーフレット等を基に作成

学校における働き方改革について⑤（学校閉庁日、変形労働制）

- 学校閉庁日の設定については、全国的に浸透している一方、年間の設定期間については、10日未満と比較的に短めに設定している地方自治体が85%以上と高い割合であり、年末年始を考えれば、実質的にはさらに短い学校閉庁日の設定に留まっていると考えられる。
- 夏季等の長期休業期間の教師の業務時間は、学期中よりも短い傾向にある。地方自治体、教育委員会及び学校長がリーダーシップを発揮し、学校閉庁日の設定期間の拡充を進めるとともに、令和元年12月に公布された改正給特法により制度化された休日のまとめ取り等を可能にするための条例整備等も組み合わせることで、教員の勤務時間の柔軟な配分による働き方改革も進める必要があるのではないかな。

◆学校閉庁日の設定の実施割合

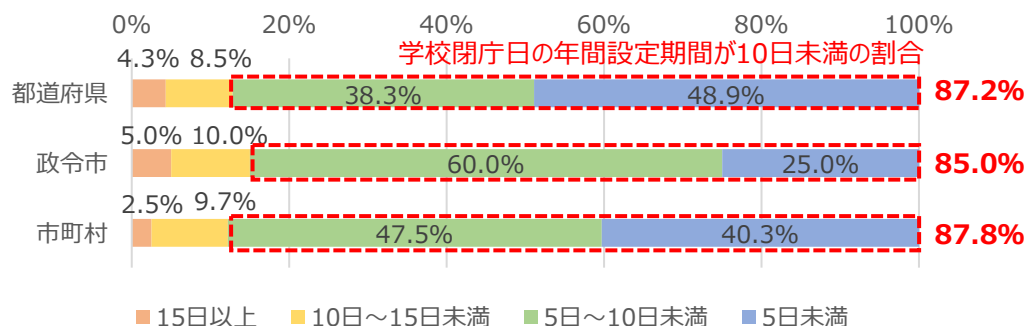


（出所）令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査を基に作成

◆一年単位の変形労働制の適用（休日のまとめ取り等）
（令和3年4月1日施行）

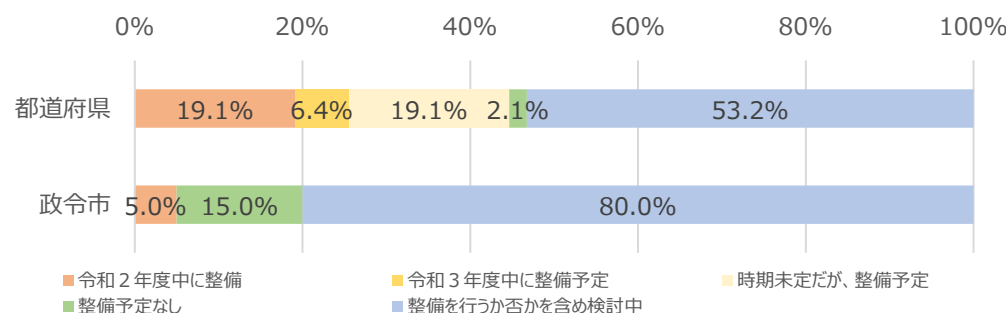
- ・令和元年12月に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（改正給特法）」により制度化。
- ・長期休業期間等において集中して休日を確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする。
- ・実際の条例等の整備や制度の適用については、地域や学校の実情に応じて、各地方公共団体において判断することとされている。

◆学校閉庁日の年間設定期間



（出所）令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査を基に作成

◆一年単位の変形労働制に関する条例の整備状況



（出所）令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査を基に作成

学校における働き方改革について⑥（今後の方向性）

- 以上、教育の質を向上させるためには、教員が授業等に注力できる環境が必要であるが、これまでの働き方改革の取組が十分に進んでるとは、必ずしも言えない。特に①部活動改革、②地域連携と外部化、③学校閉庁日の長期設定、④学校行事の精選等については、一層の推進を図るべき。
- その上で、文部科学省は、今後予定されている「令和4年度教員勤務実態調査」において、教員の勤務実態と教育委員会・所属学校における学校行事の精選を含めた働き方改革の取組との相関関係等の分析を行い、エビデンスに基づき、教員の負担軽減に向けた働き方改革を更に進めるべき。

◆令和4年度教員勤務実態調査 （前回調査は平成28年度に実施）

◆学校が担う業務の明確化・適正化

【調査背景】

・令和元年給特法改正法案に対する附帯決議において、3年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、給特法の抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることが求められている。

【調査概要】

・対象：小学校、中学校、高等学校
 ・期間：8月・10月・11月（連続7日間）
 ・規模：小中計 2,400校程度（検討中）
 ・方法：各学校の取組等と教員の勤務実態とを一体的に把握

学校調査

・学校規模
 ・支援人材の配置状況
 ・働き方改革の取組状況
 など

教員調査①

・性別、年齢
 ・担当教科・部活動
 ・校務分掌
 ・ストレスチェック
 など

教員調査②

・1日ごとの業務記録
 （例）
 授業、生徒指導、部活動
 など

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

（出所）文部科学省「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月25日）

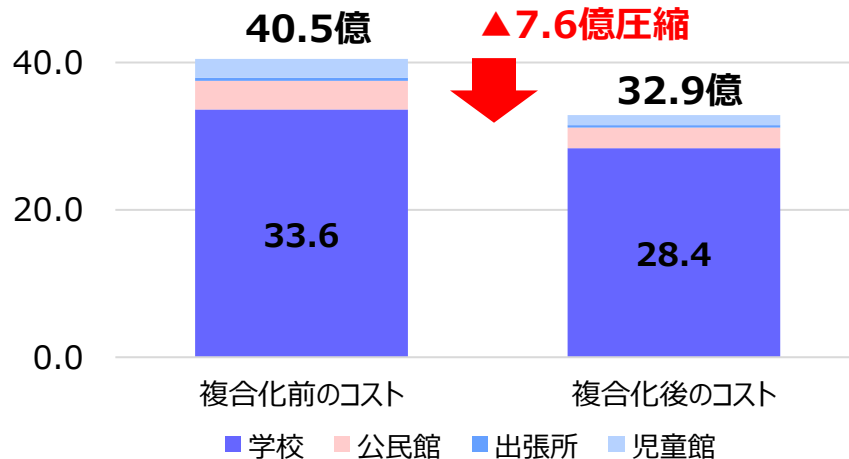
学校施設整備

- 令和4年度より、原則として教育委員会以外の部局との調整が必要な、学校施設以外の施設との複合化・共用化について、補助率を引き上げたところ、**令和4年度の事業計画として、3件の計上を確認している。**
- 現時点では**8割の自治体では複合化・共用化の検討が進んでいない。**また、今回の3件も、建設コストの縮減を示しているものの、**維持管理コストまで含めたトータルコストの縮減までは試算できていない。**
- 校舎の延床面積が基準面積を上回る校舎の改築時には複合化・共用化の検討を義務づける、建設・維持管理コストの推計方法を作成・周知するなど、**複合化・共用化を具体的に進める方策を検討すべき。**

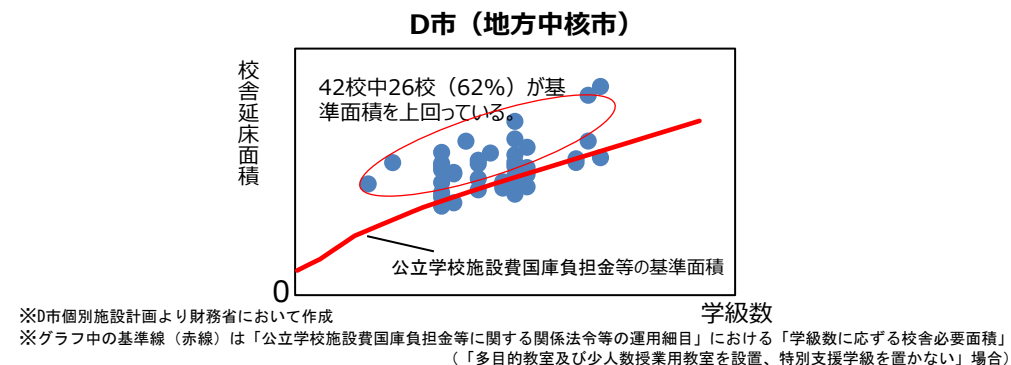
◆令和4年度の複合化・共用化の事業計画事例

	複合化対象施設
A市	公民館、出張所、児童館
B区	福祉施設（高齢福祉課）
C市	社会体育施設（スポーツ部局）

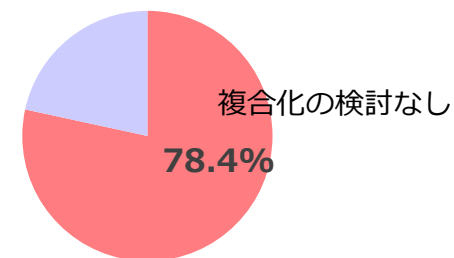
◆A市における複合化によるコスト削減効果



◆校舎の延床面積と基準面積の関係



◆個別施設計画策定時における他の公共施設との複合化の検討状況



（出所）令和2年度財務省予算執行調査「学校規模・配置の適正化と施設の効率的整備」。個別施設計画を策定済みの134自治体へのアンケート結果。

1. 公財政教育支出

2. 義務教育

3. 高等教育

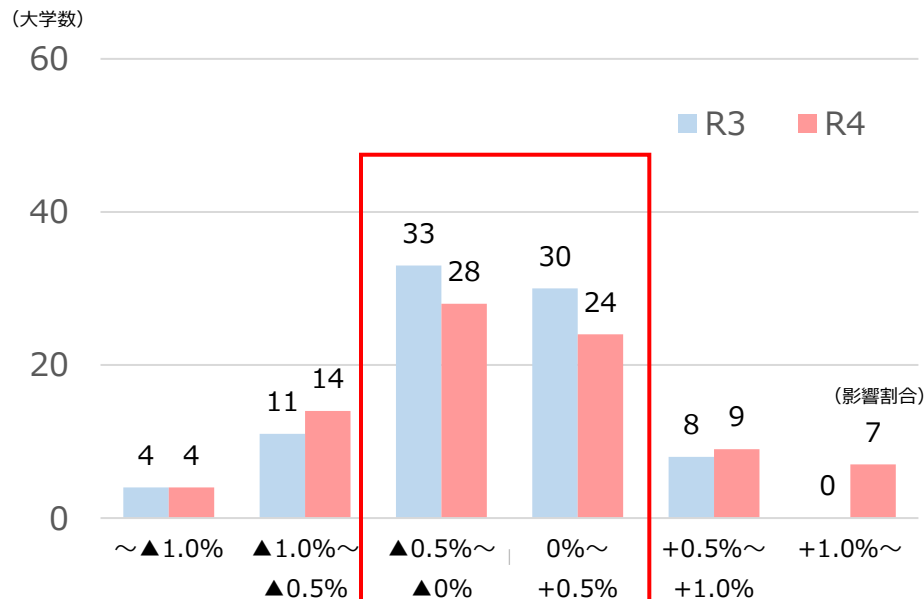
4. 科学技術

5. 文化

国立大学における「共通指標に基づく配分」の見直し

- 「共通指標に基づく配分」は、**運営費交付金全体の配分に与えるインパクトが依然小さく、引き続きメリハリを強化する必要。**
- 「共通指標に基づく配分」の評価指標は、多くの大学が達成している取組指標の見直し、積極的に若手研究者を採用する大学のインセンティブ強化などの見直しが必要。

◆令和3，4年度の配分による基幹経費に対する影響



令和4年度においても、半分以上の大学が▲0.5%~+0.5%の範囲に集中している。

(出所) 文部科学省資料を基に財務省作成。

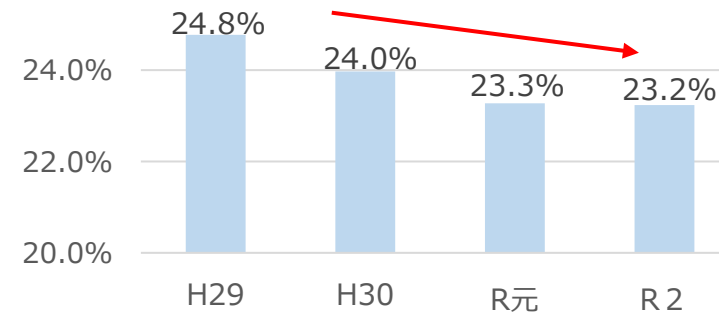
◆8割超の大学が達成しており見直しが必要な指標の例

1	人事給与	常勤教員の雇用財源に外部資金を活用
2	会計等	大学の独自指標による成果・実績等の予算配分への活用
3	人事給与	シニア教員に対する給与施策を通じた若手教員のポスト確保
4	人事給与	外部資金を活用した教員の能力等に応じた高額給与制度の実施
5	人事給与	クロスアポイントメント制度が適用されている教員に対するインセンティブ付与

■は9割の大学が達成、■は8割の大学が達成した指標。

(出所) 文部科学省資料を基に財務省作成。

◆若手研究者比率の推移



・R元→R2にかけて、**44大学（5割超）で若手比率が低下。**

・現在、ストック115億（若手研究者比率）、フロー40億（新規採用に占める若手研究者比率）

(注) 大学共同利用機関法人を除く、86国立大学の、常勤職員うち40歳未満の者の割合。

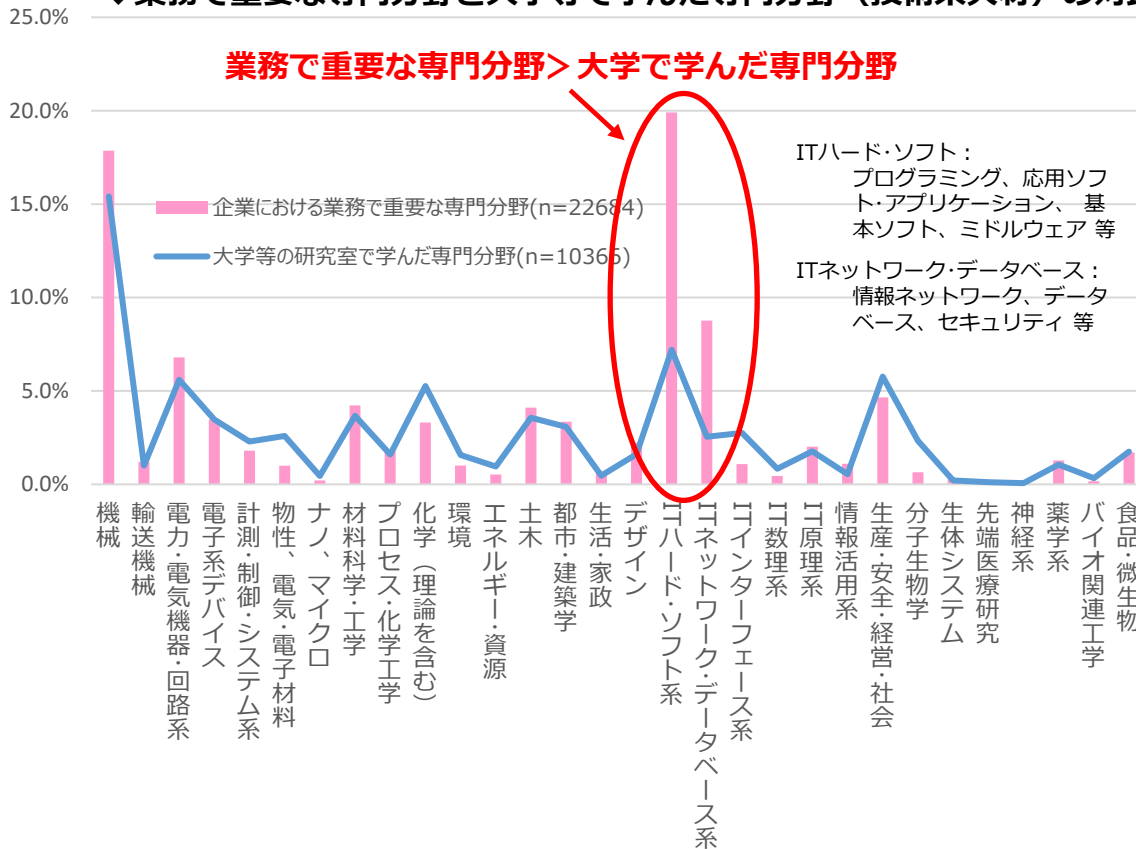
※「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「将来的に、大学本務教員に占める40歳未満の教員の割合が3割以上になることを目指す」とされている。

(出所) 文部科学省資料を基に財務省作成。

デジタル系人材の不足、教員の不足

- 社会人のアンケート結果によると、企業が重要と考える専門分野と大学で学んだ専門分野に乖離がある。総じて**IT分野、特に、プログラミング、アプリケーション、情報ネットワーク、データベース等の分野において、大きな乖離（ミスマッチ）が生じている。**
- データサイエンス・AIを担当できる教員は不足しており、約4割が、教員がかなり不足していると回答。特に**小規模大学、私立大学において、かなり不足しているとの回答が比較的多くなっている。**

◆業務で重要な専門分野と大学等で学んだ専門分野（技術系人材）の対比



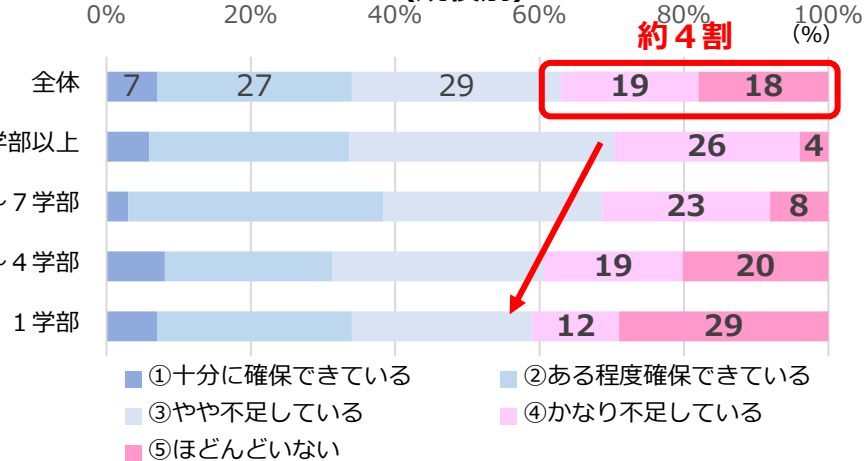
(注) 44歳までの大卒以上の社会人（技術系）に対するアンケート結果を集計。

(出所) 平成28年度産業技術調査事業（理工系人材を中心とする産業人材に求められる専門知識分野と大学等における教育の状況に関する実態調査）報告書（平成29年3月23日）より、財務省作成

◆DS※・AIを担当できる教員の確保の状況

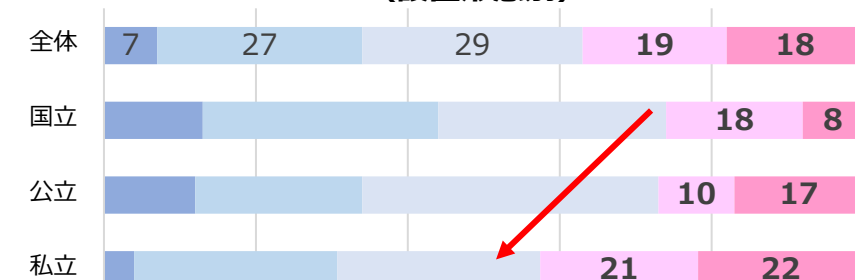
※データサイエンス

(規模別)



◆DS・AIを担当できる教員の確保の状況

(設置形態別)



(出所) 数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム「数理・データサイエンス・AI教育現状調査」より、財務省作成。

大学設置基準等の見直し

- 大学設置基準等では、大学を設置するのに必要な最低の基準として、①標準設置経費（施設・設備）、②専任教員数、③オンライン授業の上限単位数などが定められている。
- 学部再編の促進に向けて、デジタル関係の学部について自然科学関係として大きな額の施設・設備費が必要なのか、オンライン授業が普及する中で兼任教員を広く認めるべきではないか、オンライン授業の上限単位数も緩和すべきではないか、といった観点からの検討が必要。

◆標準設置経費

- ・ 大学等の設置に伴う校舎及び機械、器具等の整備に関する経費の基準額。
- ・ 最低限度の経費であり、財源を自己資金で保有していることが必要。

デジタル関係の学部も
原則自然科学に該当。



(収容定員400人の場合)

	人文科学 社会科学	自然科学	その他	医学	歯学
施設	6億円	12億円	8億円	151億円	43億円
設備	0.4億円	7億円	1億円	71億円	19億円

「人文科学・社会科学」：文学、社会学・社会福祉学、法学・政治学、経済学

「自然科学」：理学、薬学、工学、農学、獣医学

「その他」：教育学・保育学、保健衛生学・看護学、家政学、美術、音楽

◆専任教員

- ・ 学生定員に応じた最低限必要な教員数。
- ・ 専任教員は、「一の大学に限り専任教員となる」とされている。
- ・ 教員数の半数以上は原則として教授とされる。

(収容定員400人の場合：大学設置基準別表第一)

文学 教育学	法学 経済学	理学 工学	獣医学 薬学	医学	歯学
10人	14人	14人	28人	140人	85人

◆オンライン授業の上限単位数

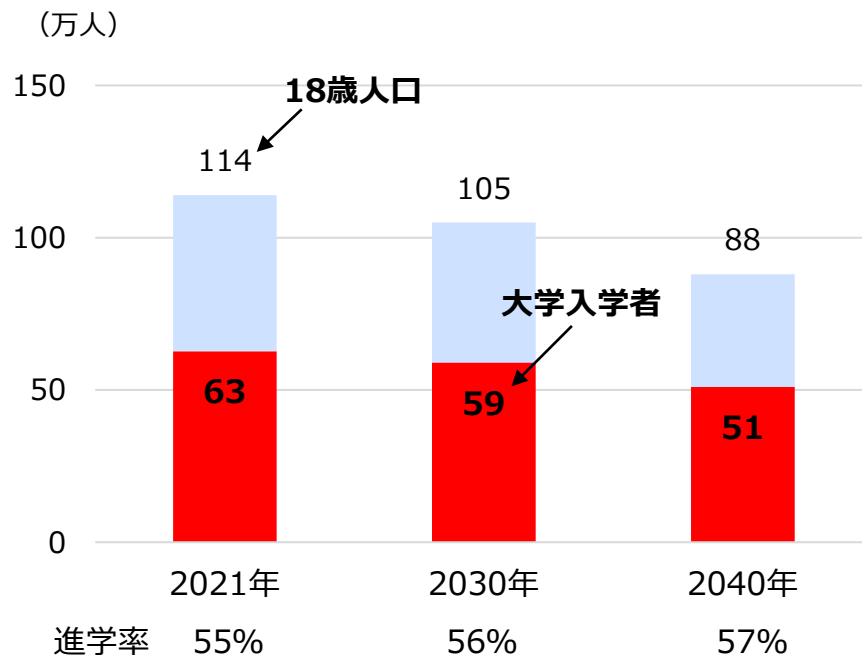
卒業に必要な単位数 = 124単位

面接授業（64単位～）	オンライン授業可 （60単位まで）
-------------	----------------------

18歳人口の大学入学者の見込み、学部再編支援のあり方

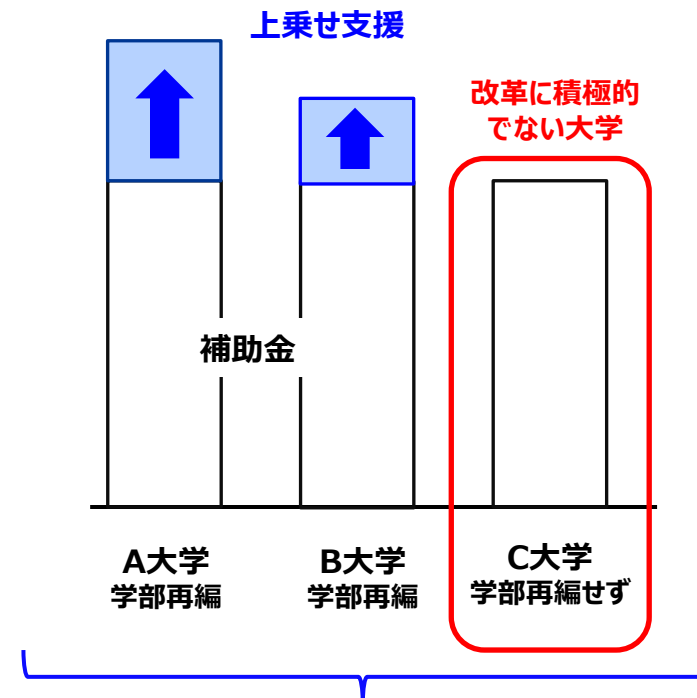
- 18歳人口の減少が見込まれる中、**進学率が上昇しても、大学入学者数は減少見込み**。
- 日本の成長や社会の発展に向けたニーズとのミスマッチを解消するため、学部再編を強力に推進するといのであれば、**アメ（「上乘せ」支援）だけではなく、定員未充足の大学など改革に積極的でない大学から、学部再編に取り組む大学に補助金をシフトするなど、大学向け補助金の配分に大胆なメリハリ付けが必要**。そうでないと定員割れ・経営困難校が増加する恐れ。

◆18歳人口と大学入学者の見込み



(出所) 令和3年度学校基本統計、中央教育審議会大学分科会将来構想部会（平成30年2月21日）資料2より財務省作成。

◆学部再編する大学への単なる「上乘せ」

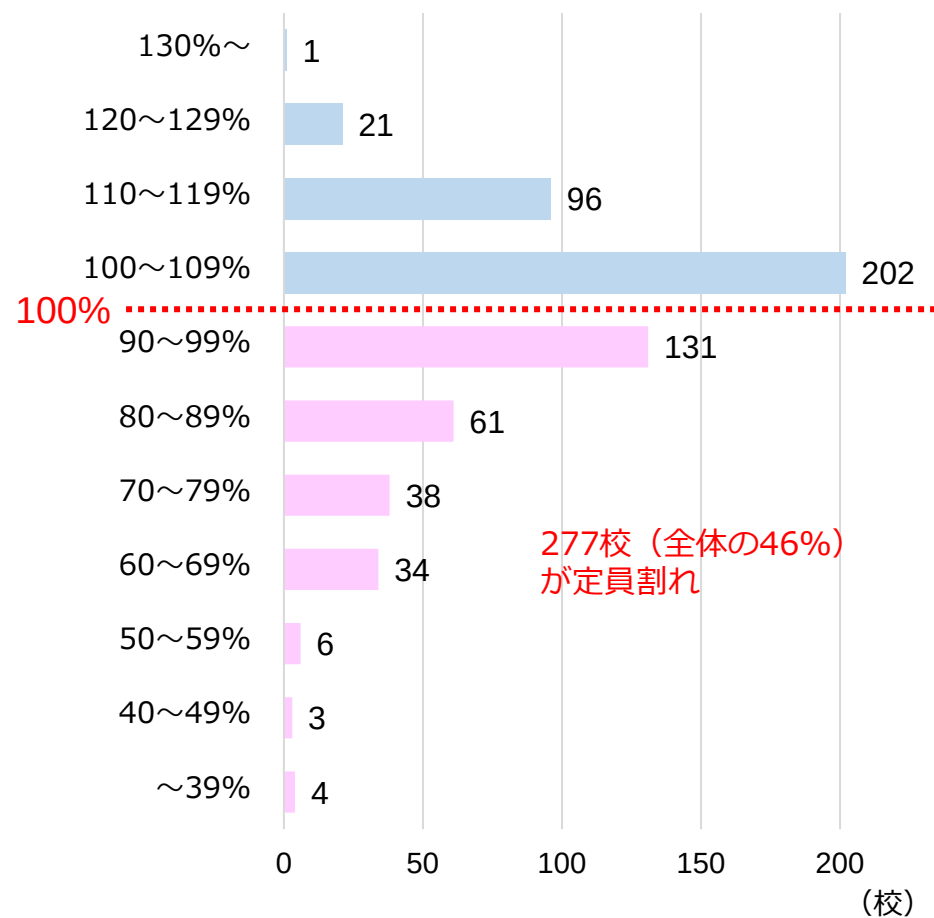


大学入学者が減るのに入学定員が増加し、
定員割れ・経営困難校が増加する恐れ

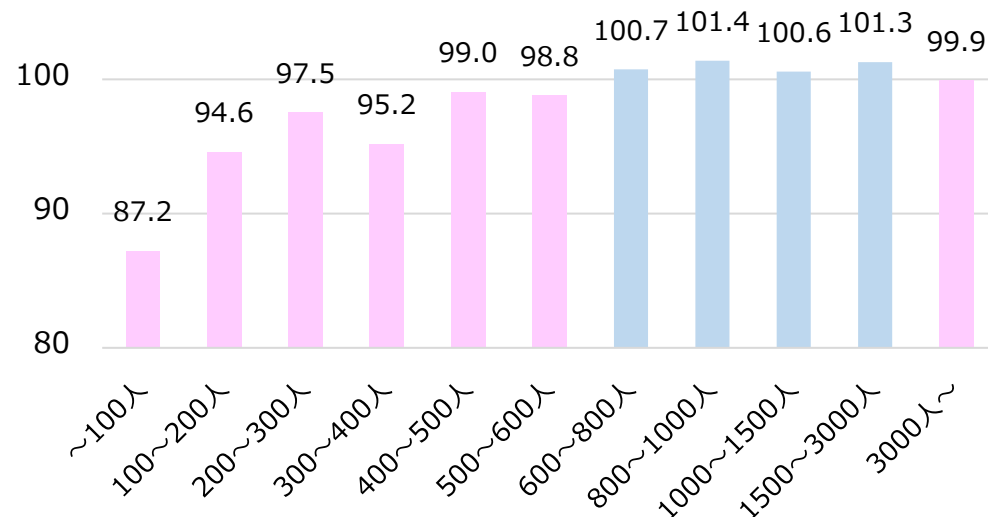
私立大学の入学定員充足率

○ 特に私立大学の入学定員充足率は低く、特に小規模大学や一部学部系統の充足率が低くなっている。

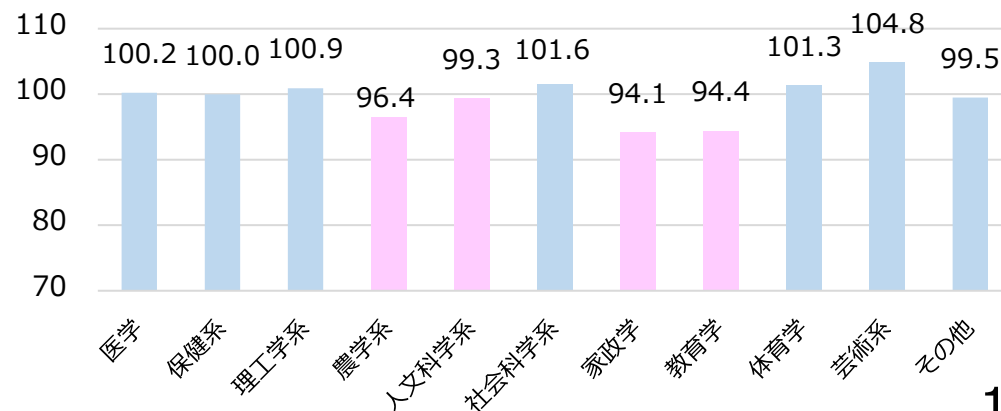
◆私立大学の入学定員充足率別の校数



◆規模別の入学定員充足率



◆学部系統別の入学定員充足率



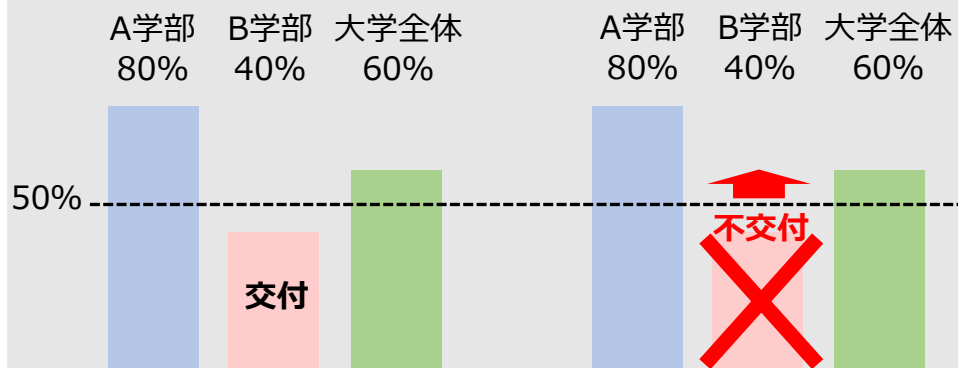
私学助成のメリハリ強化

- 私学助成のメリハリとしては、定員割れ私立大学の交付額の算定方法見直しや不交付の強化、配分基準の客観的指標の見直しや増減率の拡大、単価のメリハリ付け等を検討すべき。

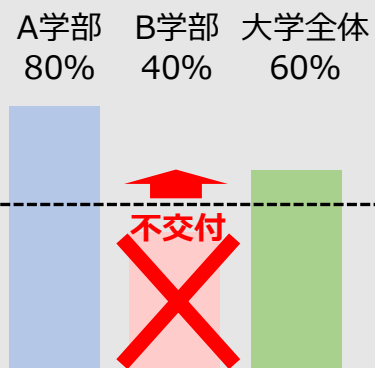
◆私学助成の不交付判定

- ・私学助成は、学部ごとに金額を算定し、合計額を大学等に交付しており、定員充足率50%未満の学部は不交付とされる。
 - ・ただし、一部学部で定員充足率が50%未満であっても、**大学全体で50%を満たしていれば**、当該学部についても**私学助成が支給される**仕組み。
- 学部再編を促すため、**学部ごとに不交付を判定する、充足率の基準を引き上げる等の見直しが必要。**

【現行】



【見直し後】



◆私学助成の配分基準に用いる客観的指標の例

- ・私学助成の配分指標には、**達成率が高いが見直されていない指標**や、**国立大学に比べ達成率が低い指標**が存在。

指標 (カリキュラムマネジメント体制)	達成率 (R3)	(参考)国立大学の扱い
初年次教育※1の実施	8割	9割以上達成のため、 令和2年度で廃止
ナンバリング※2の実施	8割	8割以上達成のため、 令和2年度で廃止
GPA制度の導入	6割	より高度な指標※3を用いつつ、 令和3年度で廃止
準備時間のシラバスへの明記	3割	9割以上達成 のため、 令和3年度で廃止

※1：大学が新生を対象に行う、学習や研究の手法などを教える導入的な教育。

※2：授業科目に適切な番号を付し分類することで、教育課程の体系性を明示する仕組み。

※3：令和3年度まで、GPAに応じた履修上限単位数を設定している、という指標が存在。

◆私学助成の単価

- ・医・歯学部を除くと、基本的に**すべての学部の単価は同じ**。

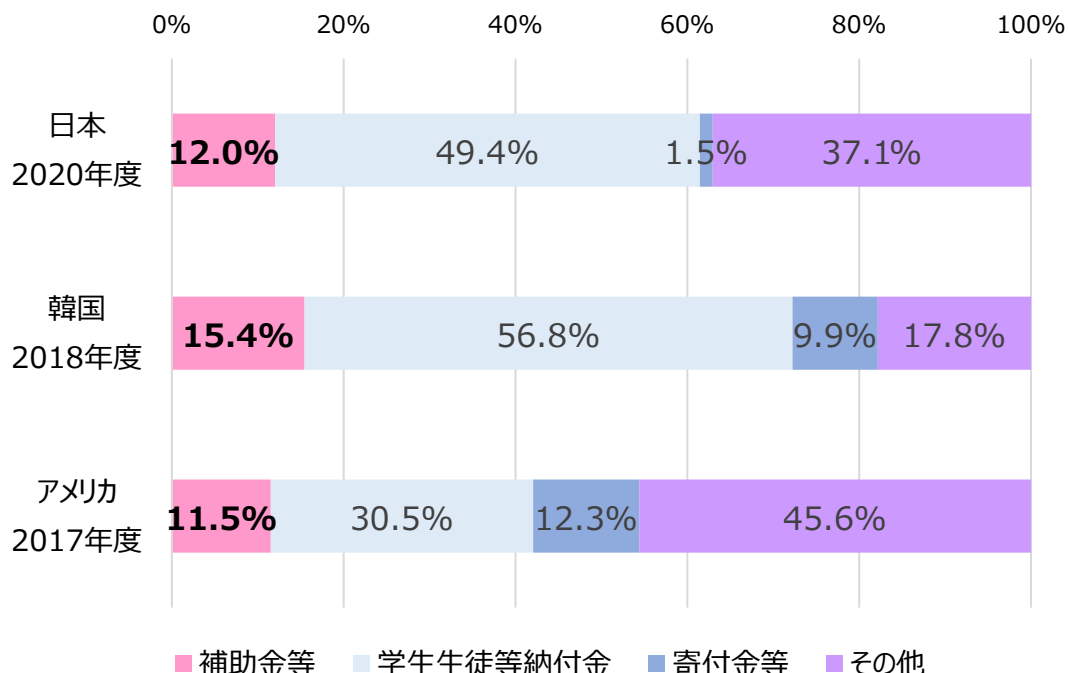
	医・歯学部	それ以外
専任教員(教授)	293万円/1人	197万円/1人
学部生	8万円/1人 ※	7万円/1人

※獣医学部含む

(参考) 諸外国の私立大学の財源構成と韓国の大学構造改革

- 私立大学のウェイトが大きい韓国、アメリカと比べても、日本の**私立大学の財政における私学助成等の占める割合は大きな差はない**。 ※学校数に占める私立大学の割合 日本：77%、韓国78%、アメリカ：73%
- 韓国では、近年、18歳人口の減少が見込まれることから、**評価に基づく財政支援のメリハリとともに、定員管理にまで踏み込んだ改革を行っている**。

◆私立大学の財源構成



(注1) 韓国のみ、病院収入や産学連携関連の資金が含まれていない。

(注2) 「その他」の主なものは、
 ・日本：付随事業収入（病院収入含む）29.8%
 ・韓国：財産運用収入6.2%
 ・アメリカ：基本財産運用収入18.3%、附属病院収入11.8%

◆韓国の大学構造改革

2004年頃

- ・大学数増加による教育機会拡大の反面、経営不良の「不実大学」が出現。多くの定員割れ、就職困難が発生。
 → **大学管理政策の必要性**

2009年：「大学構造改革推進案」

- ・不実私立大学を選定し、政府の財政支援や学生ローンを制限し、大学自ら閉校するよう働きかけ

2014年：「大学構造改革推進計画」

- ・18歳人口減少を踏まえ、量的規模は大幅に縮小しつつ、教育の質を高め、大学の競争力を向上させる方策。
- ・すべての大学を対象に評価を実施、**評価結果により定員削減等を推進**

2018年：「大学基本能力診断評価」

- ・上位約60%（323大学中207大学）は「自立改善大学」、定員削減不要で、一般財政支援を受ける。
- ・66大学は「能力強化大学」として、**定員削減勧告を受ける**。一般財政支援は不可だが、特殊目的支援は可。
- ・20大学は「財政支援制限大学」として、**定員削減勧告を受け**、一般財政支援、特殊目的支援とも不可。

給付型奨学金（高等教育の修学支援新制度）

（令和2年4月導入）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①給付型奨学金 ②授業料等減免

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【対象となる大学等の要件】①3年連続赤字、②前年が負債超過、③3年連続定員充足率8割未満、のすべてに該当する場合、対象外。

【財源】消費税率引上げ（8⇒10%）による財源を活用

令和4年度予算額

5,196億円（59万人）

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生生活を送るのに必要な学生生活費

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

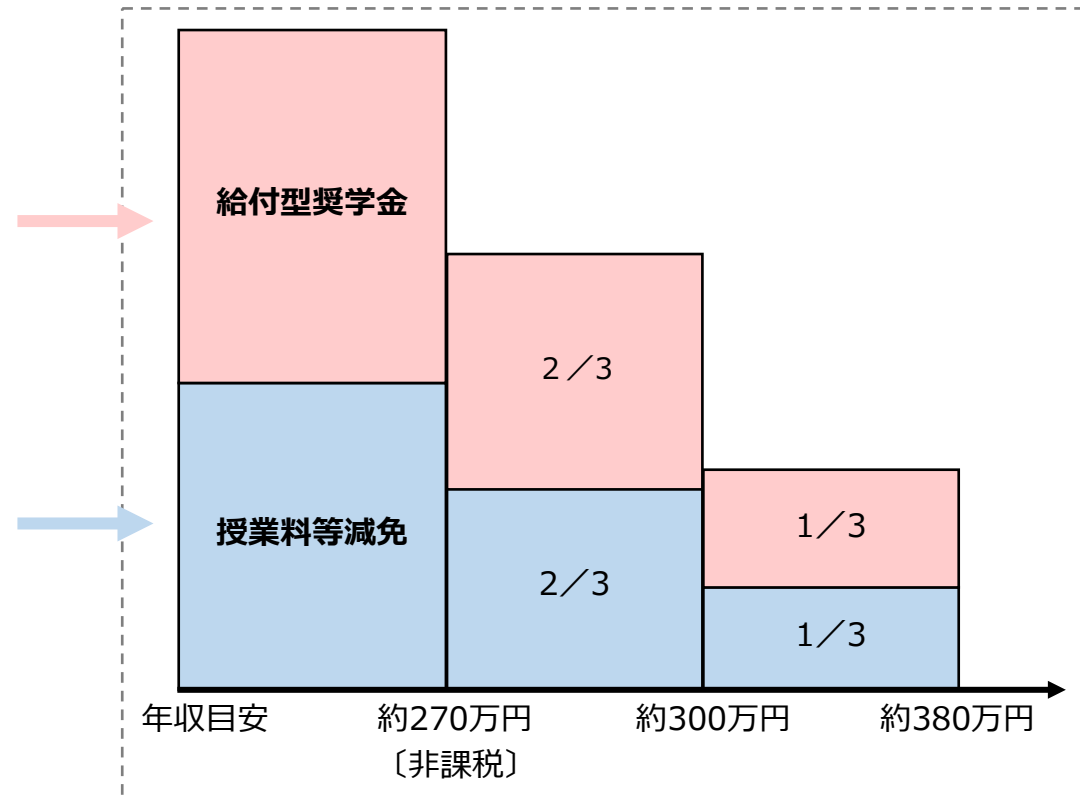
国公立 大学等	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
---------	--------------------

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
- 減免に要する費用を、文科省および厚労省、都道府県・市町村が各大学等に支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円

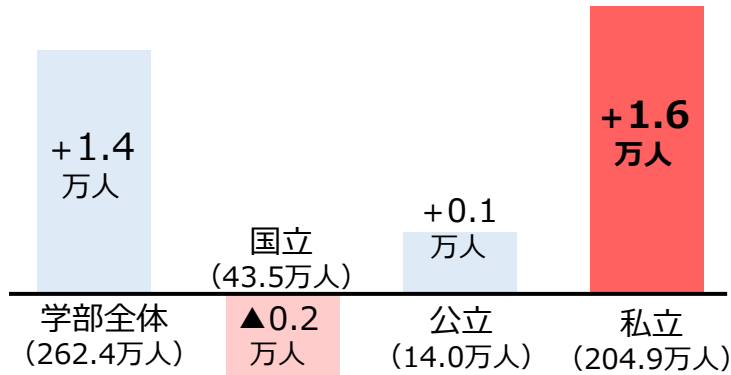


（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

私立大学の学生数の増加、収支差の改善

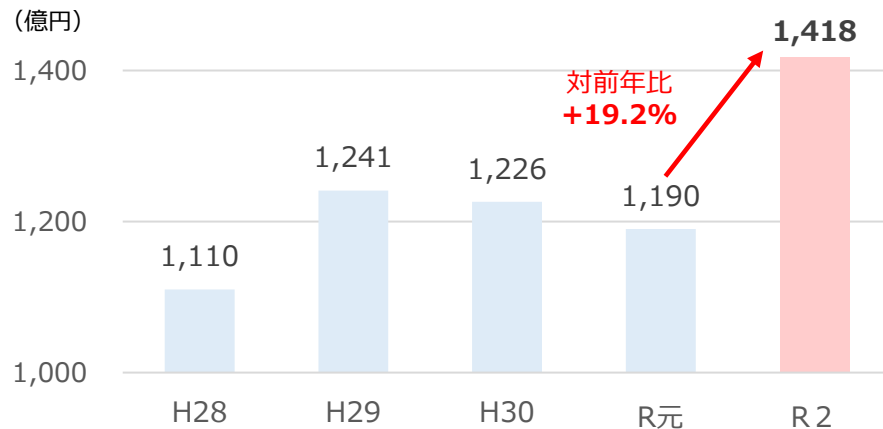
- 令和2年度から高等教育の修学支援制度が開始。
- 令和2年度は主に私学、特に**定員充足率90%未満の私大の学生数の増加が顕著**。
- **収支（基本金組入前当年収支差額）も、令和元年度まで横ばいだったが、大幅な改善がみられる。**

◆令和2年度の大学（学部）の
在学者数の対前年度増減



（出典）文部科学省「令和2年度学校基本調査」（令和2年12月）

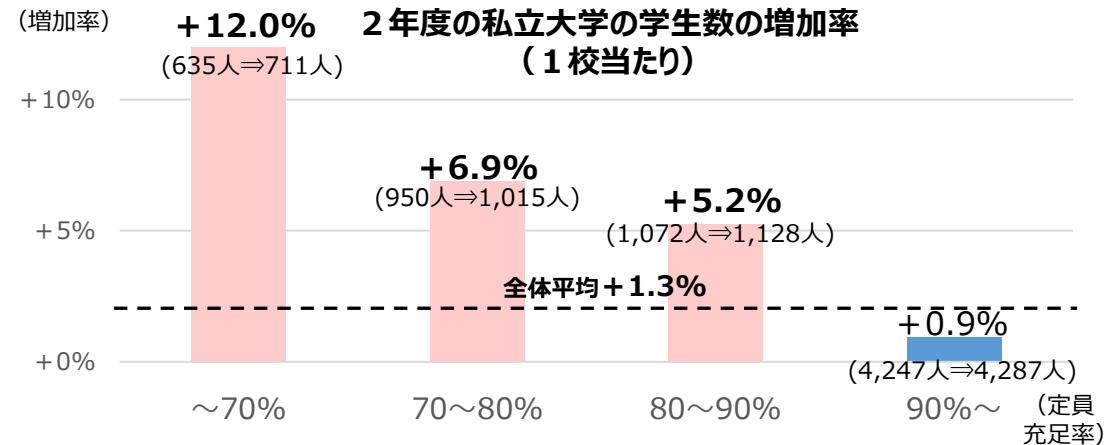
◆私立大学の収支※の推移



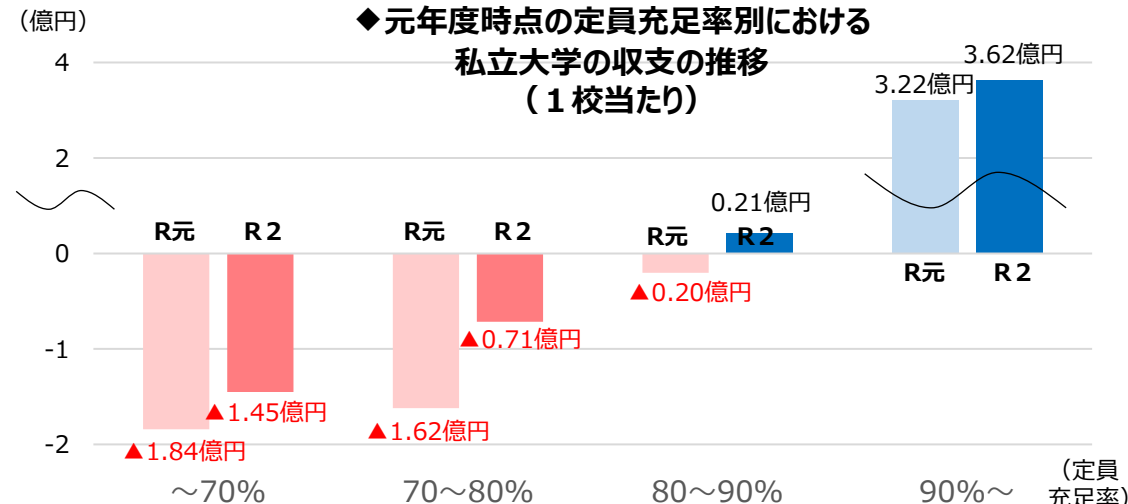
※ 基本金組入前当年収支差額

（出所）日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」（令和4年1月刊行）

◆元年度時点の定員充足率別における
2年度の私立大学の学生数の増加率
（1校当たり）



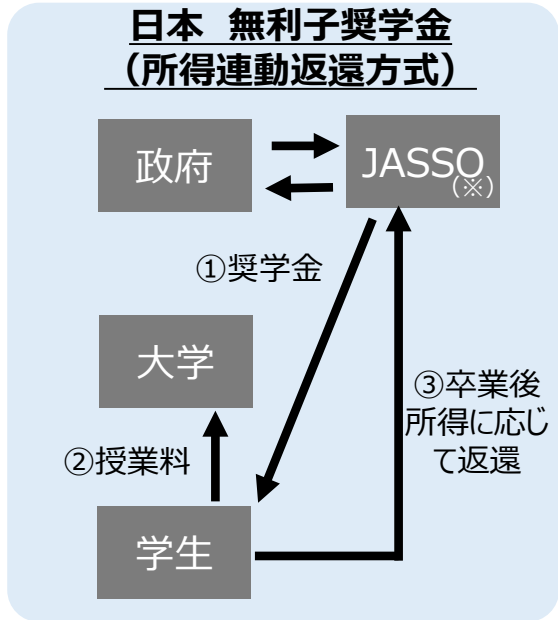
◆元年度時点の定員充足率別における
私立大学の収支の推移
（1校当たり）



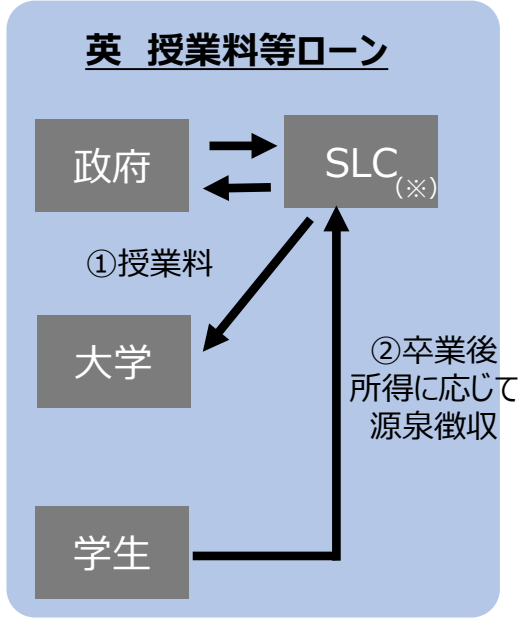
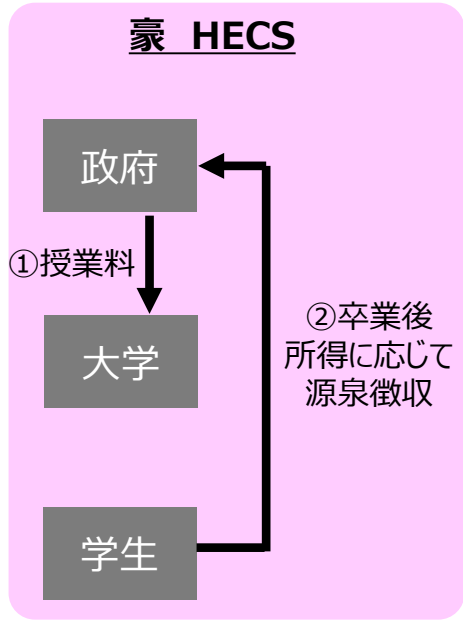
（注）「大学部門」は、学校法人会計基準の会計単位としての大学で、附属病院、研究所、大学以外の学校等は含まない。

（出所）文部科学省提出資料を基に財務省作成

高等教育における日本の奨学金（所得連動返還）、豪HECS、英授業料等ローン制度



※日本学生支援機構



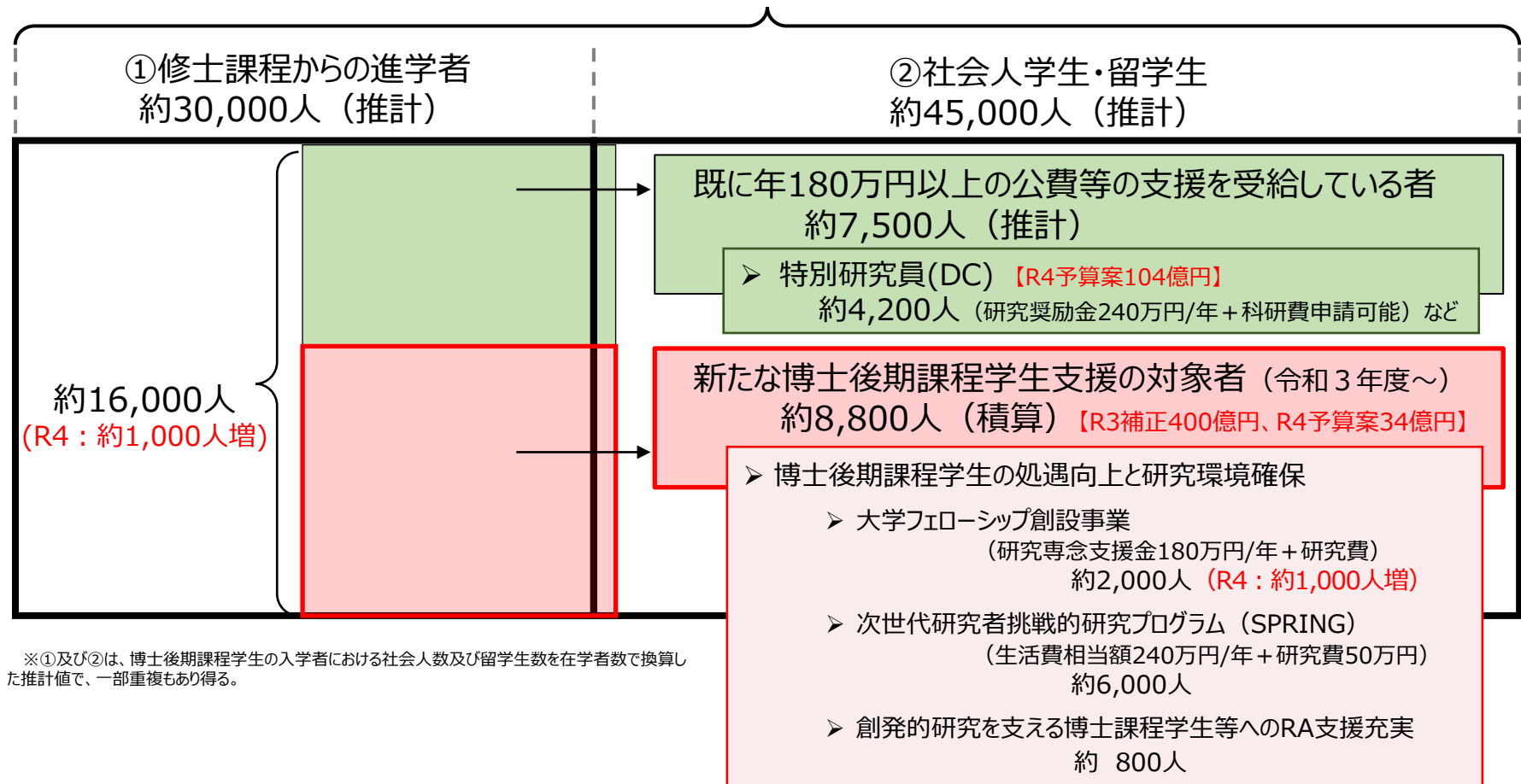
※Student Loan Company
日本学生支援機構にあたる組織

	2017年度導入	1989年～ 無償であった大学教育に、授業料を導入することに伴う措置	1998年～ 無償であった大学教育に、授業料を導入することに伴う措置
対象	学力・経済状況の要件あり	希望者全員	希望者全員
返還額	卒業後の所得に応じて返還/納付 (日本は9%、オーストラリアは1～10%、イギリスは9%)		
回収不能時	機関保証	利子補助金+回収不能分は国が負担(約20%)	利子補助金+回収不能分は国が負担(30～45%)

博士後期課程学生支援の現状

- 令和2年度3次補正予算以降、博士後期課程学生への支援は抜本的に拡充。
- 第6 科学技術・イノベーション基本計画では、**優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて**、2025年度までに、生活費相当額（年間180万円以上）を受給する博士課程後期学生を従来の3倍（=22,500人）に増加させることを目標としている。これは、**修士課程からの進学者全体の7割への支援**に相当する。

博士後期課程在学者数：75,295人（令和3年度）（出典）文部科学省、学校基本調査



博士課程支援の現状について

- 博士課程への支援策（無利子奨学金（の免除）、授業料減免、特別研究員、フェローシップ創設事業、挑戦的研究プログラム）は、近年急速に拡大する中、**同一学生が複数の支援を受けている例が存在**。

※詳細は予算執行調査において調査中だが、サンプル調査では2割弱が複数の支援を受けている可能性。

- それぞれ制度の執行機関が異なることから、**支給状況を一元的に把握する体制を構築しつつ、できるだけ多くの学生（修士課程からの進学者の約7割）に生活費相当額の経済的支援を行う、との政策目標との関係でどのような対応が可能か、検討する必要。**

（参考）学部学生への支援

	無利子 奨学金 ～61万	授業料 減免 ～54万	給付型 奨学金 ～80万
無利子 奨学金 ～61万		△ 併給調整	△ 併給調整
授業料 減免 ～54万	△ 併給調整		○
給付型 奨学金 ～80万	△ 併給調整	○	

（注1）表は国立大学の学生の例。

（注2）無利子奨学金は日本学生支援機構（JASSO）、
授業料減免は各大学、
特別研究員は独立行政法人日本学術振興会（JSPS）、
大学フェローシップ創設事業は文部科学省本省、
次世代研究者挑戦的研究プログラムは科学技術振興機構（JST）
が執行管理を行っている。

（注3）一部の学生は、3種類の支援を受給している例もある。

博士課程学生への支援

執行機関	JASSO	各大学	JSPS	本省	JST
	無利子奨学 金(免除) ～146万	授業料 減免 ～54万	特別 研究員 240万	フェロー シップ創設 180万～	挑戦的 研究 240万
無利子奨学 金(免除) ～146万		○	×	○	○
授業料 減免 ～54万	○		○	○	○
特別 研究員 240万	×	○		×	×
フェロー シップ創設 180万～	○	○	×		×
挑戦的 研究 240万	○	○	×	×	

1. 公財政教育支出

2. 義務教育

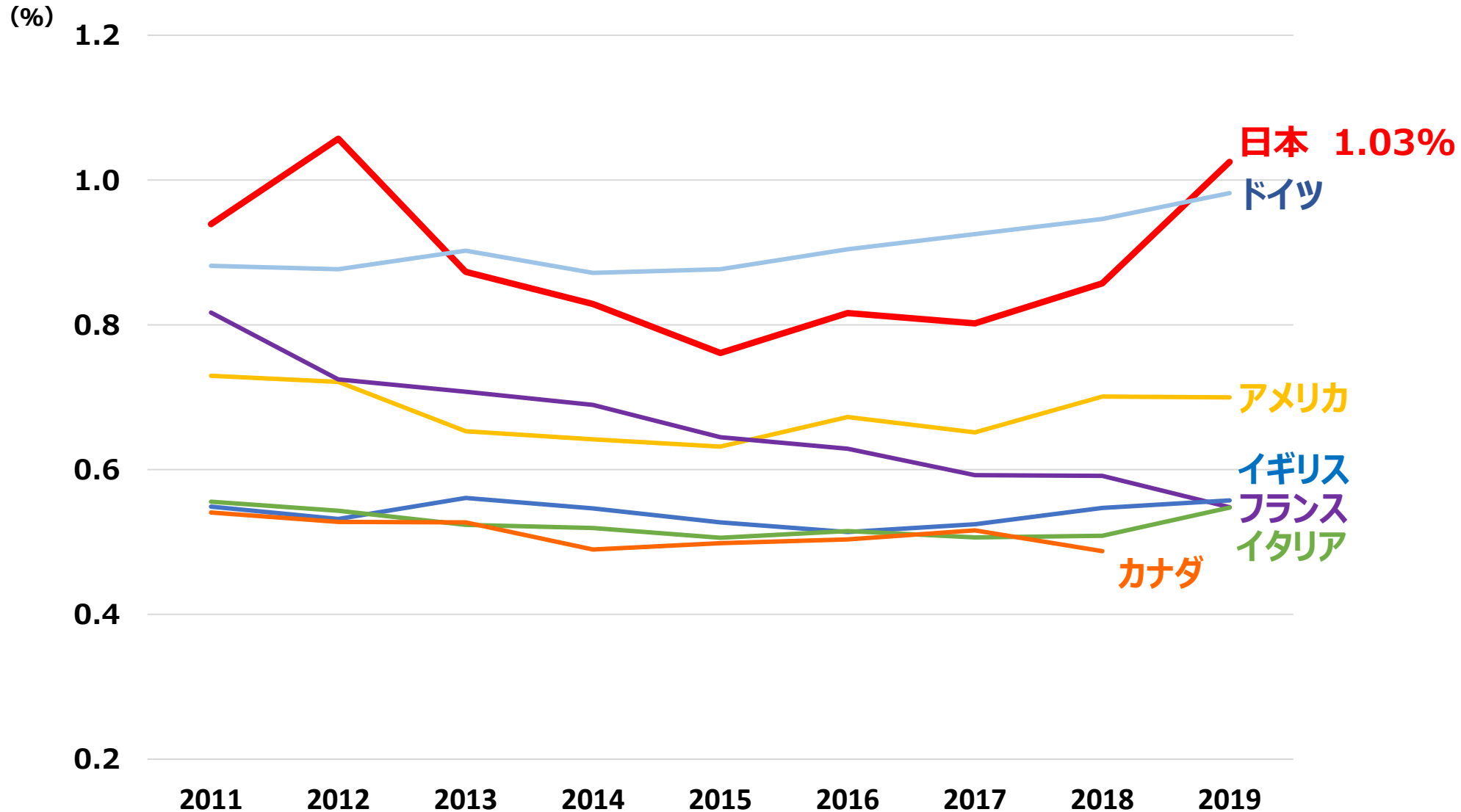
3. 高等教育

4. 科學技術

5. 文化

科学技術予算（対GDP比）の国際比較

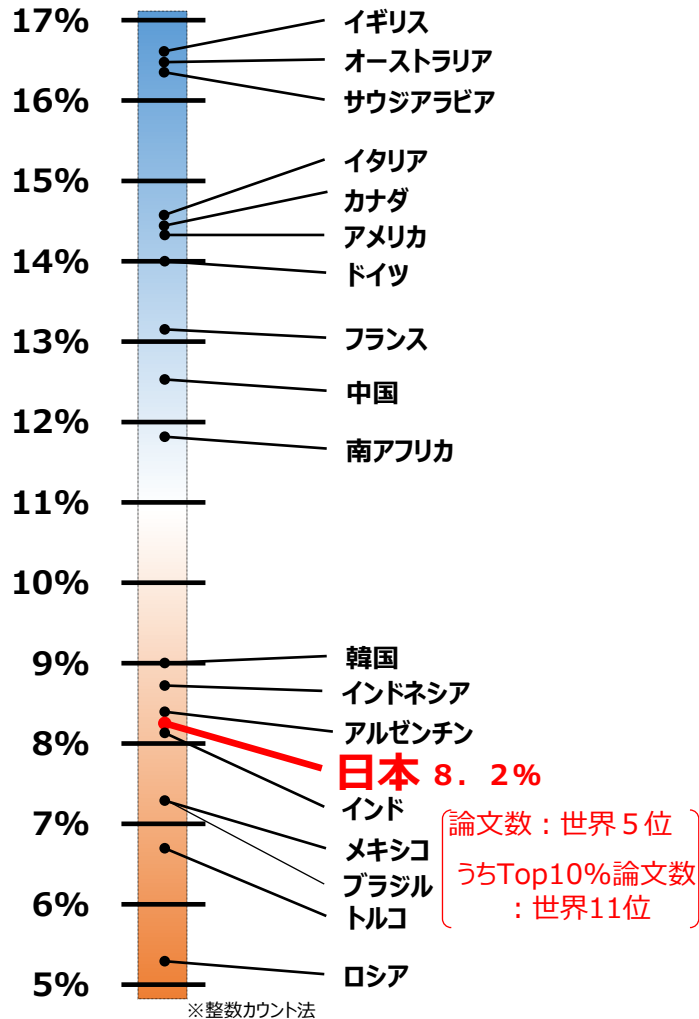
○ 日本の科学技術予算の対GDP比は、主要先進国と比べても高い水準。



日本の論文生産の質の向上

- G20各国で比較すると、日本は論文数に占める注目度の高い（被引用回数が多い）論文の割合が低い。
- 研究開発に対する政府支出は、論文生産数と相関し、科学的なインパクト（被引用数）とは相関しない、との実証研究もある。論文数自体というよりも、論文数に占める科学的なインパクトを与える論文の割合を高めていくことが課題。

G20各国のQ値



Q値 =

※論文生産の質を示す
代表的指標

Top10%論文数

(引用された回数が上位10%の論文数)

論文数

(生産された全ての論文数)

(参考) Nature Vol.550 “Open countries have strong science” (抄訳)

- 研究開発に対する政府支出は、論文の生産数とは相関するものの、少なくとも数少ない実践的な基準である論文引用数により評価された、科学的なインパクトとは相関しないことを発見した。
- 研究のインパクトと相関するのは、国を越えた論文共著及び研究人材の流動性により近似された、その国の開放性 (openness)。
- 特に、日本においては、論文産出と引用のインパクトが2000年以降横ばいに留まっている。日本は、主要国の中で最も国際化していない国の一つであり、このことがパフォーマンスの妨げになっている可能性がある。高度人材の流動性の無さや、言語の壁が、関与の邪魔をしているのかもしれない。

(出所) Wagner, C, S., Jonkers Koen, “Open countries have strong science”, Comment, October 5, 2017 Nature Vol.550

研究活動の構造的課題（国際性、人材流動性）

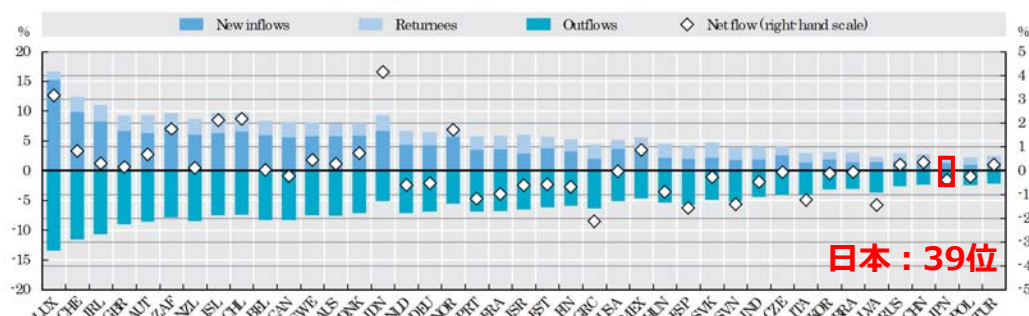
- 国際的な人的ネットワークや国際共著論文の不足、内部からの人材登用の慣行を含む人材流動性の低さなど、研究室や学部・学科内における閉鎖的な研究環境が、日本の研究活動の構造的課題として従来から指摘されている。
- 研究活動の質を高め日本の研究力の向上を図るために、まずはこれらの構造的なボトルネックの解消に取り組むべき。その際、そのような取組を誘導すべく、研究者支援においても重点化を図るべき。また、大学ファンドの支援を受けるトップ研究大学も、支援も活用し世界と伍する大学として構造的課題の解決に取り組むべき。

【国際性】

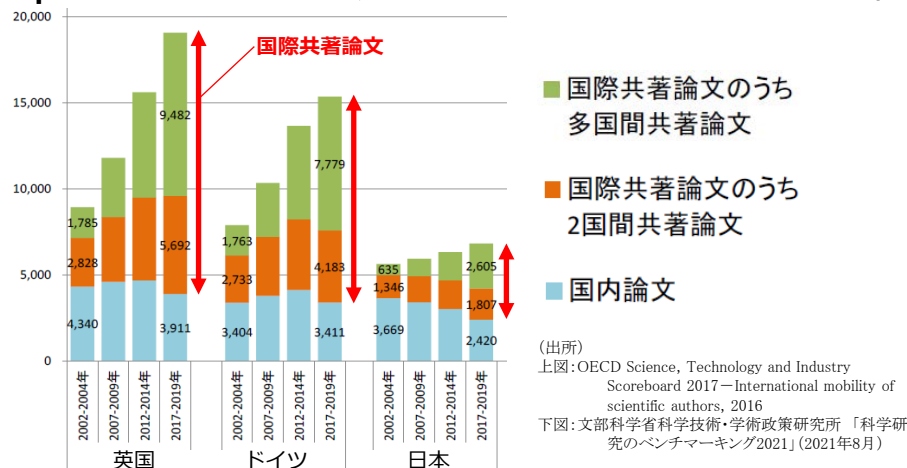
【人材流動性】

◆研究者の国際移動（日本はOECD諸国41か国中39位と極めて低い）

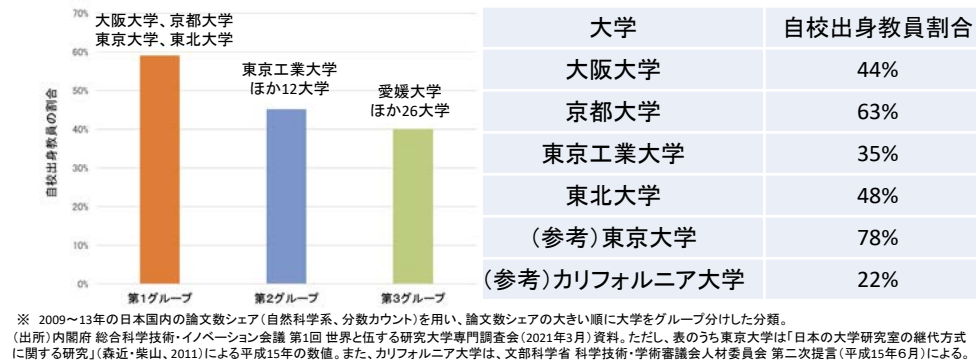
International mobility of scientific authors, 2016
As a percentage of authors, by last main recorded affiliation in 2016



◆Top10%論文数の状況（世界とは国際共著論文の伸びで差がついている）



◆大学本務教員の自校出身者比率



◆内部からの人材登用（アカデミック・インブリーディング）に関する実証分析

※論文生産や研究課題に関し、東大薬学部の実証分析

- ・ 自らの研究室の卒業生の割合が高いほど、その研究室の論文生産数は低くなる傾向
- ・ 外部出身者は、教授に昇進して以前の実験室の主催者（PI）から独立する年に大きく研究課題が変化するのに対し、研究室内部の出身者は、PIの地位を得た後も過去の研究課題の慣性が働く傾向

（出所）Morichika, N., & Shibayama, S. (2015). Impact of inbreeding on scientific productivity: A case study of a Japanese university department. Research Evaluation, 24(2), 146-157.

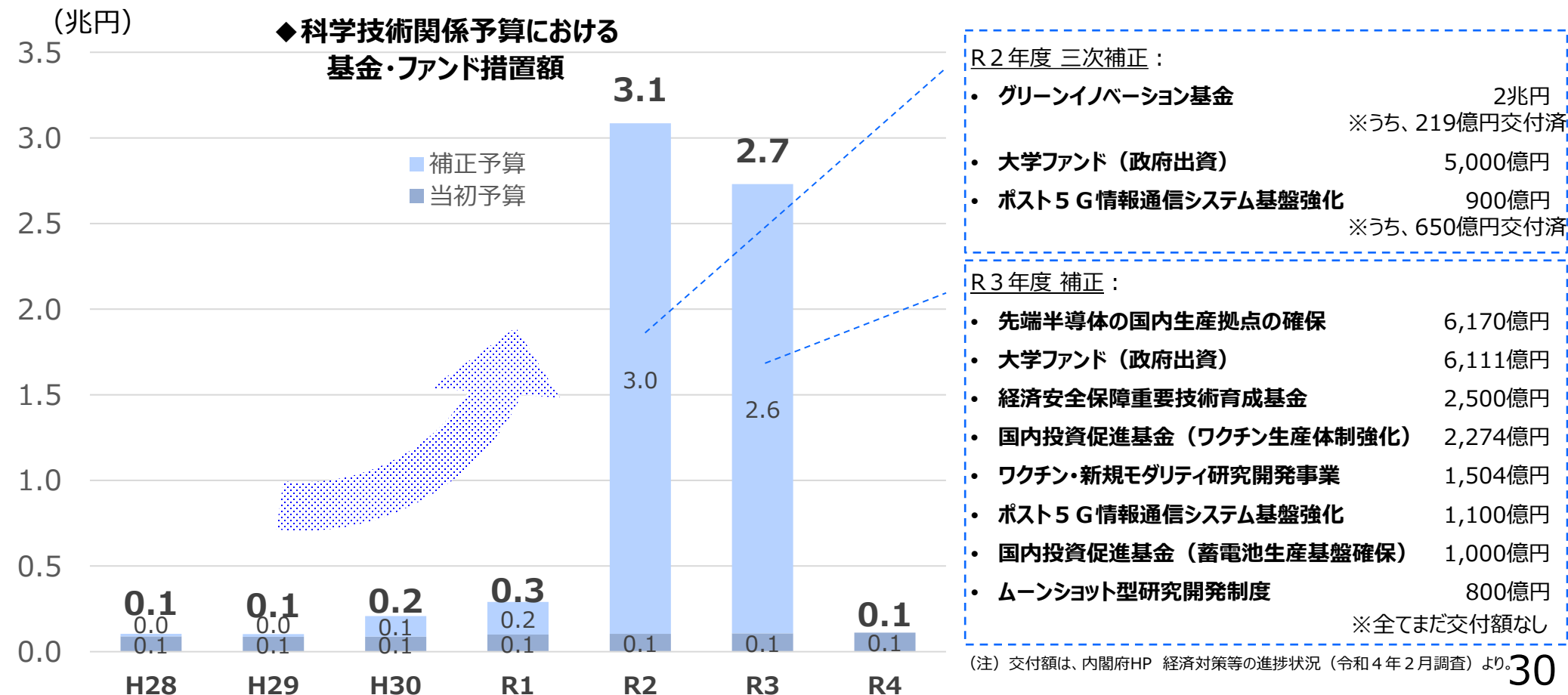
◆欧米の状況（JST報告書より）

- ・ “欧米では、博士号取得後、最初に所属した同一の実験室で助教から教授まで上がっていくことを想定していない。ドイツの大学では、ポストドクから助教・准教授および准教授から教授になるに際して、同一の実験室での昇任は認められていない。”
- ・ “欧州大学制度の標準化（ボローニャプロセス）において、「学生・教職員の自由な移動を阻む障害を取り除き流動性を促進させる」ことが取り決めとなっている（英国は非加盟）。”

（出所）JST「研究力強化のための大学・国研における研究システムの国際ベンチマーク」（令和元年8月）

科学技術分野における基金措置

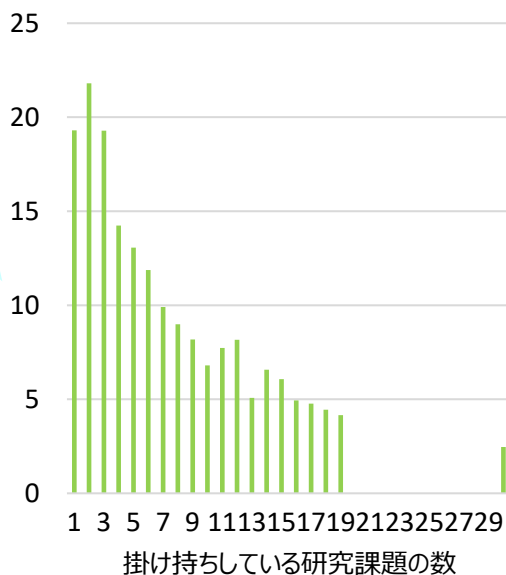
- 近年、科学技術関係予算における基金・ファンドに対する予算措置が、前例のない規模で増加しているが、まだ本格的に執行されていない。すでに予算化されているこうした基金等については、今後数年間の研究活動に有効活用することが重要であり、また、既存の官民協力の枠組にとらわれずスタートアップ企業の活用も推進すべき。
- また、過去の基金による研究開発では、①期間中に研究資金の配分変更等が低調なプログラムが存在した、②ステージゲート等を活用して絞込みを上手に行ったプログラムほど概して画期的な研究成果を導き出している、といった指摘（※）がされている。率直な中間評価に基づくプロジェクトの絞り込みや、機動的な資金配分見直しを行うなど、実効性のあるステージゲートを機能させる必要。 ※革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）に係る制度検証報告書（平成30年2月）より



効果的・効率的な研究費配分

- 本来、一人一人の研究者が持つ時間は有限であるが、特定の研究者が、同時に10以上の枠組みにより国から研究費を受け取っているケースがある。
- 現在のルールでは、研究者は申請する研究課題ごとに全仕事時間に占める従事時間の割合（エフォート率）を申告し、
 - ・ 各研究費の承認にあたり、当該研究課題の遂行に係るエフォートが適切に確保できているかチェックされるとともに、
 - ・ 同一の研究者の全てのエフォート合計が100%を超えるような研究費申請は認められないこととなっており、同一の研究者への研究費配分の合計が効果的・効率的に使用できる限度を超えることを防ぐ仕組み。
- しかし、これまでの運用では、全仕事時間に占める教育活動※や診療活動、大学の運交金による研究活動等のエフォート率まで申告を求めている。これらの活動の各々のエフォートも把握し、全て含めたエフォート合計が100%を超えない仕組みとした上で、適切なエフォート確保が行われているかチェックすべき。 ※大学教員の職務時間の約3割

◆研究課題1件あたりのエフォート率の平均（%）



掛け持ちしている研究課題の数が増えるほど、研究課題1件あたりに割く研究者のエフォート率は、極めて小さくなっていく傾向

データサンプル：ムーンショット研究開発制度（文科省所管分）の研究課題を持つ全ての研究者（N=324）及びその研究者が受け取っている全ての競争的研究費

競争的研究費の適正な執行に関する指針（平成17年9月、最終改正令和3年12月）

- 本指針は、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルール。
- 同一の研究者に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、
 - ①研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
 - ②当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合などを、競争的研究費の「過度の集中」と定義。

⇒ 当指針において、関係府省・独法は、競争的研究費の「過度の集中」等を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、

- ・ 共通システムを活用し担当課間で情報を共有し、「過度の集中」の有無を確認
- ・ 応募書類及び他府省からの情報等により「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う

こととされている。

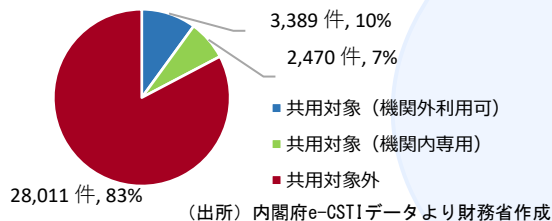
研究設備・機器の戦略的・効率的な運用

- 令和4年3月、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」を文科省が策定・公表。対応して今後は各大学が「共用方針」を策定するが、研究現場に任せず大学のマネジメントのリーダーシップのもと推進することが重要。
- その他、収入の確保（利用料の適正化）や、コストの軽減（電力調達工夫）を併せて行い、研究設備・機器を経営資源の一つとして戦略的・効率的に運用していくべき。

① 研究設備・機器の共用の促進

- 最新の調査では、国立大学内における共用化対象の資産は全体の約17%に留まるほか、大学によっては部局管理設備の共用状況を大学が把握しきれていない状況

研究設備・機器の共用状況構成比（全機関）



- 文科省が令和4年3月、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」を初めて策定し公表

各大学が令和4年度から策定する「共用方針」については、研究者・研究室のボトムアップではなく、大学のマネジメントのリーダーシップのもと推進することが重要

社会

研究設備・機器



② 利用料の適正化

- “利用料金は、各機関における研究設備・機器の運営を、より持続的に維持・発展させていくにあたって必要なものと捉えることが重要”

※ 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」より

- 特に地方大学においては、共用による利用件数が多い場合でも、利用料収入総額は少ない状況も見られ、改善を図る必要

例えば欧米のスパコンでは、運営費のみならず運営費＋製造費（減価償却費）の回収を基本に利用料設定されている例も多く、財務担当部署とも連携しつつ、利用料制度の積極的な運用を行うべき

③ 電力調達の工夫

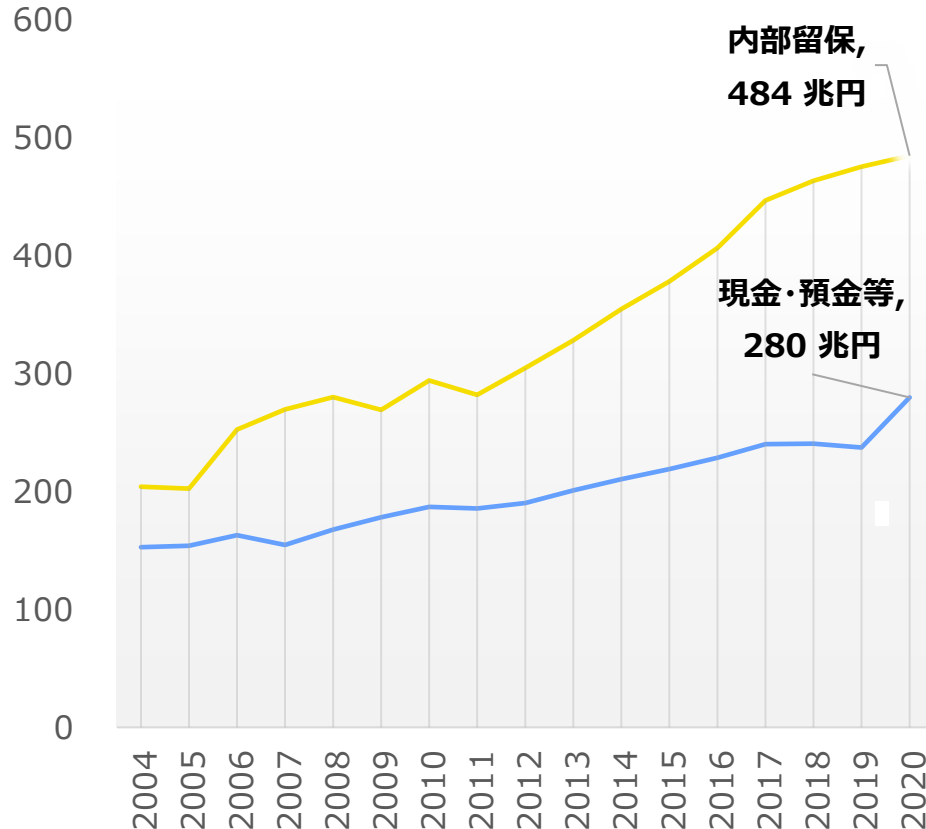
- 近年の電力自由化を受け、九州大学が大学・高専16校をまとめて共同調達を行い電気代を削減した例あり
- 研究施設の電力調達でも、複数年契約の共同調達を行って、単価が4割削減した例があった（令和3年度予算執行調査）

電力調達では、法人を越えた共同調達や、複数年契約などを積極的に検討すべき

民間資金の活用

- 企業の内部留保は9年連続で過去最高を更新し、保有する現預金も過去最高となっており、眠った資金をイノベーションの創出につなげることが重要。応用・社会実装寄りの研究領域には、企業による研究開発投資が適している。
- 例えば、実用化・事業化までの研究開発を推進する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）では、現行の第2期（2018～2022年度）から「マッチングファンド方式」（民間企業と国が費用を半分ずつ支出）が導入されたが、実際の適用は不十分。社会実装を目指す事業趣旨を踏まえ、次期SIPに向けた検討にあたっては、適用対象の拡大に取り組むべき。

（兆円）



（注）現金・預金等は、現金・預金と有価証券（流動資産）の和
（出所）財務省「法人企業統計調査」

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

- 内閣府（CSTI）が、日本の経済・産業競争力にとって重要な課題をトップダウンで決定。分野横断的な課題を産学官で連携して実施。
- 基礎研究から社会実装（実用化・事業化）までを見据え一気通貫で研究開発を推進。

マッチングファンド方式の導入：

「SIP第2期の中間評価（三年目評価）以降の各年度において、マッチング率50%（ただし、上回ることを妨げない。以下同様。）のマッチングファンド方式を本格的に導入する。従来、各課題で任意に設定されていたマッチング率について、①今後50%とすること、②管理法人にその根拠の報告を求めること、が主な変更点である。」
（R元年6月 SIP/PRISM ガバニングボード決定）

SIP（第2期）課題

AI・サイバー
空間データ処理
サイバーセキュリティ
自動運転
マテリアル
光・量子
バイオ農業
エネルギー
防災・減災
AIホスピタル
スマート物流
深海資源

マッチングファンド方式の適用

×※
×※
×※
×※
一部適用
×※
×※
一部適用
×※
一部適用
×※
×※
×※

実際は、マッチングファンド方式は、SIP第2期の全12課題のうち、

- 9課題が適用対象から除外され、
- 残る3課題も一部適用にとどまる形で運用となった。

（※）マッチングファンド方式（3年目以降の各年度の50%達成義務）は適用しないが、中間評価時（3年目）のマッチング率実績は50%以上であった課題

宇宙開発に対する民間投資増加の必要性

- 宇宙開発費用の官民負担比率について、日本では、政府の負担比率が直近10年間で97%～99%となっているが、米国では、政府の負担比率が10年前の90%超から直近の70%弱程度まで下がっており、新興企業の比率が大きく伸びている※。※（一社）日本航空宇宙工業会「令和元年度 宇宙機器産業実態調査報告書」、Mckinsey&Company「R&D for space: Who is actually funding it?」に基づく。
- また、JAXAの発注実績を見てみると、1者応札及び随意契約の合計比率が約8割で継続していることから、我が国における宇宙開発の裾野はまだ十分には広がっておらず、スタートアップ等の新興企業の活用余地が大きいと言える。
- 民間の自主的な宇宙開発を促すため、JAXAによる多様な民間プレイヤー（特にスタートアップ等の新興企業）との契約や発注を拡大するなど、宇宙開発の裾野を広げ、適切な参入と競争を促す仕組みを検討すべきではないか。

◆JAXAの全調達状況（実績）

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度 (12月時点)	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
価格競争等	2者以上	390	11.75%	344	10.17%	364	10.83%	259	8.52%	335	10.69%	215	9.37%
	1者	754	22.71%	761	22.51%	818	24.33%	679	22.34%	661	21.10%	553	24.11%
企画競争等	2者以上	267	8.04%	282	8.34%	337	10.02%	213	7.01%	286	9.13%	274	11.94%
	1者	261	7.86%	314	9.29%	312	9.28%	274	9.02%	301	9.61%	208	9.07%
	不落随契	51	1.54%	58	1.72%	28	0.83%	24	0.79%	12	0.38%	7	0.31%
随意契約等		1,597	48.10%	1,622	47.97%	1,503	44.71%	1,590	52.32%	1,538	49.09%	1,037	45.20%
計		3,320	100%	3,381	100%	3,362	100%	3,039	100%	3,133	100%	2,294	100%

◆日本における宇宙関係のスタートアップ企業の数（分野別）

衛星データ・宇宙技術利用 31社（うち異業種5社）

衛星インフラ・運用 8社

宇宙旅行・滞在・移住 11社（うち異業種3社）

輸送 10社

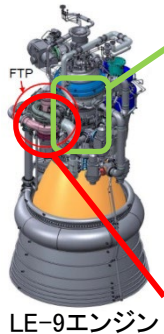
軌道上サービス 7社（うち異業種1社）

探査・資源開発 7社（うち異業種4社）

H3ロケットエンジン（LE-9エンジン）について

- 現在開発中のH3ロケットのメインエンジンであるLE-9エンジンは、2020年5月に二つの不具合（①燃焼室内壁の開口、②液体水素ターボポンプ（FTP）タービンの疲労）が発生したため、2020年度（令和2年度）中の試験機1号機の打ち上げを2021年度（令和3年度）中に延期していた。また、これに伴い、総開発費用見込みも約1,909億円から約2,061億円へと大きく上昇していた。
- ①燃焼室内壁の開口については対応策を確立したものの、②FTPタービンの疲労を受けたターボポンプについては引き続き対応が必要なため、試験機1号機の打ち上げ再延期することになった。
- 打ち上げ再延期に伴い、仮に開発費用が増加する場合には、契約相手方の貢献度を高めるなど、開発費用を抑制するための新たな方策を講じるべきではないか。

◆不具合の概要と対策



<不具合①>

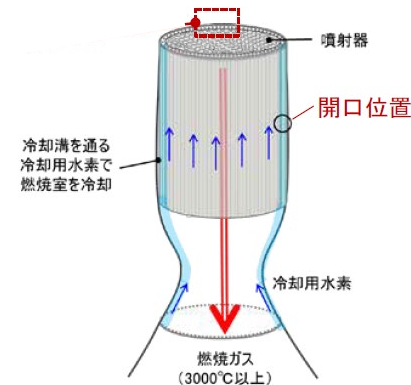
燃焼室内側の壁面が溶融し開口が形成
⇒（対策）燃焼室内側を冷却する液体水素の流量を増加
⇒ **解決**

<不具合②>

燃料を燃焼室に供給するターボポンプのタービンの翼が損傷
⇒（対策）損傷の原因となった共振を抑えるようタービンの設計を変更
⇒ **新たな共振が生じており、追加対策が必要**

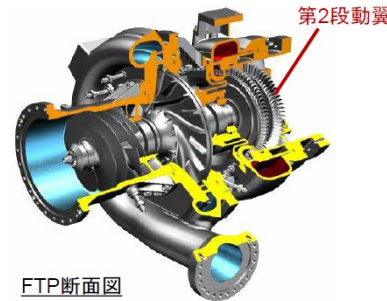
研究開発：三菱重工と契約

不具合①の発生箇所



研究開発：IHIと契約

不具合②の発生箇所



<参考> 前身のH-IIAロケット試験機1号機の打ち上げ時期と開発費用見込みの変遷

	当初計画	見直し（1回目）	見直し（2回目）
打ち上げ時期	1999(平成11)年度	2000(平成12)年度	2001(平成13)年度
開発費用見込み	約960億円	約1,250億円	約1,450億円

1. 公財政教育支出

2. 義務教育

3. 高等教育

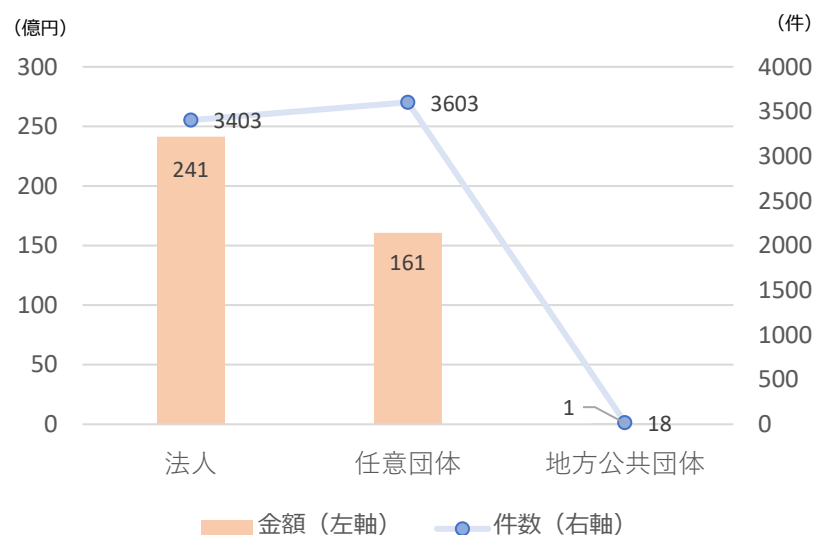
4. 科学技術

5. 文化

コロナ関連予算の検証・見直し①（Arts For the Future!事業）

- コロナ禍における経済対策の一つとして実施された、AFF事業について、令和2年度補正予算分の実績（※採択は令和3年度）を確認したところ、コロナ禍発生前と比較して利益の増加している営利法人が採択されている事例等が複数確認された。このように、自力での事業実施も十分に可能だったと考えられる法人に対しては、「文化・芸術活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する」という事業趣旨に沿った支援とは言えないのではないか。
- この状況を踏まえ、令和3年度補正事業においては、令和2年度（2020年度）の売上高が令和元年度（2019年度）より20%以上減少していない営利法人の申請を認めないこととするなど、運用の見直しを行うこととした。

◆令和2年度3次補正事業採択結果の概要



◆令和2年度3次補正事業で採択された案件の中にある例

- ✓ A社（報道・制作系）：売上高微減、営業利益・純利益**増加**

年度	売上高	営業利益	純利益
令和元（2019）年度	607億円	29.1億円	12.8億円
令和2（2020）年度	591億円	77.2億円	15.0億円

- ✓ B社（テレビ局）：売上高減少、営業利益・純利益**増加**

年度	売上高	営業利益	純利益
令和元（2019）年度	192億円	11.8億円	8.2億円
令和2（2020）年度	169億円	13.5億円	9.8億円

◆令和3年度補正事業における主な見直し内容（注）充実支援事業のみであり、キャンセル料支援事業の要件とは異なる。

- ✓ **2020年度**（2020年4月～2021年3月）の**売上高が2019年度比20%以上減少していない営利法人**（当該営利法人を中核団体とする任意団体を含む。）は、**補助対象外**とする。※営利法人とは、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社を指す。
- ✓ 原則として定額補助。ただし、**2021年度**（2021年4月から2022年3月）の**いずれの月の売上高も前年又は前々年の同月比で30%以上減少していない**（月次売上高が前年又は前々年比マイナス30%以上の月が全くない）**営利法人は、補助率1/2**となる。

コロナ関連予算の検証・見直し②（子供文化芸術活動支援事業）

- コロナ禍における経済対策の一つとして実施された、子供文化芸術活動支援事業（劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業）について、令和2年度補正事業の実績（※採択は令和3年度）を確認したところ、子供の座席を無料とする経費以上の額が過大（数十倍超）に採択されたケースが複数確認された。
- この状況を踏まえ、令和3年度補正事業においては、採択額／子供無料チケット負担額が3倍（令和2年度補正採択分の平均実績は3.1倍）を超える案件は採択しないよう見直した上で、補助上限の引き下げを行った。

◆令和2年度補正事業における採択結果

採択団体数	55
採択公演数	96
子供座席数	31,764
子供無料チケット負担額（A）	2億7,381万円
採択額（B）	8億4,765万円
倍率（B／A）	3.1倍

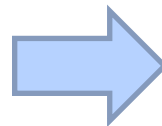
◆令和2年度補正事業採択結果における異常値の例

公演の種類	確保座席数	子供無料チケット負担額（円）（A）	採択額（円）（B）	倍率（B／A）
ダンス	120	360,000	16,563,000	46.0倍
劇	102	751,000	29,961,000	39.9倍
ミュージカル	115	790,000	26,198,000	33.2倍
ミュージカル	90	990,000	20,000,000	20.2倍
ミュージカル	181	1,489,500	30,000,000	20.1倍

◆令和2年度補正事業における補助金額と補助率

総座席数に占める子供無料席の割合	補助額（上限）	補助率
3割以上	5,000万円	公演費用の1／2
2割～3割未満	4,000万円	
約1割～2割未満	3,000万円	

見直し



◆令和3年度補正事業における補助金額と補助率

総座席数に占める子供無料席の割合	申請補助額（上限）	対象公演補助額（上限）
2割以上	4,000万円	● 公演費用の1／2 又は ● 子供無料とした座席料金の総額の3倍のいずれか低い方
約1割～2割未満	3,000万円	